

農業担い手関連施策集

令和8年5月

千葉県担い手育成総合支援協議会

本書の目的

本書は、認定農業者などの担い手の皆さまが、農業経営の改善・発展を図る際、その一助となるよう、国や県による支援施策や関連制度について、令和8年4月現在の情報を取りまとめたものです。

なお、本施策集に掲載されている内容は、予告なく変更されることがありますので、最新の情報については随時お問い合わせの上、御確認ください。

目次

1 認定新規就農者・認定農業者制度について

- (1) 認定新規就農者制度について … 1
- (2) 認定農業者制度について … 3

2 担い手（認定農業者等）向け施策

機械や施設の整備等

- ①経営発展支援事業 … 5
- ②経営発展支援事業（地域計画早期実現支援枠、世代交代円滑化タイプ） … 6
- ③千葉県経営体育成支援事業（農地利用効率化等支援事業） … 8
- ④地域農業構造転換支援事業 … 10
- ⑤農業雇用労働力対策就業環境整備事業 … 11
- ⑥「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業 … 12
- ⑦農産産地支援事業 … 14
- ⑧「環境にやさしい農業」技術導入支援 … 17
- ⑨畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業 … 18
- ⑩県産飼料自給体制整備事業 … 19
- ⑪スマート畜産推進事業 … 20
- ⑫ちばの畜産暑熱対策推進事業 … 21

担い手の確保・育成等

- ⑬就農準備資金・経営開始資金 … 22
- ⑭農業無料職業紹介事業 … 23
- ⑮農業経営の法人化 … 24
- ⑯雇用就農資金 … 26
- ⑰農業雇用条件改善推進事業 … 27
- ⑱国際水準GAP団体認証取得支援事業 … 28
- ⑲千葉県農業生産工程管理推進事業 … 29
- ⑳集落営農連携促進等事業 … 30

6次産業化

- ㉑農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策） … 32
- ㉒農業経営多角化支援事業 … 34

農地の有効利用等

- ②③大区画化等加速化支援事業 … 35
- ②④農山漁村振興交付金（最適土地利用総合事業） … 36
- ②⑤農山漁村振興交付金（荒廃農地再生支援事業） … 37

経営の維持・安定

- ②⑥経営所得安定対策等 … 38
- ②⑦ J A 交付金等つなぎ資金 … 42
- ②⑧農業経営基盤強化準備金制度 … 43
- ②⑨飼料用米等拡大支援事業 … 44
- ③⑩施設園芸等燃料価格高騰対策 … 45

融資制度・資金・その他

- ③①アグリシードファンド … 46
- ③②復興ファンド … 47
- ③③担い手経営体応援ファンド … 48
- ③④青年等就農資金 … 49
- ③⑤農業経営基盤強化資金（スーパーL 資金） … 50
- ③⑥農業経営改善促進資金（スーパーS 資金） … 51
- ③⑦農林漁業セーフティネット資金 … 52
- ③⑧農業改良資金 … 53
- ③⑨農業近代化資金 … 54
- ④⑩アグリマイティ―資金 … 55
- ④⑪農業者年金 … 57

- 3 千葉県担い手育成総合支援協議会について … 59

1 認定新規就農者・認定農業者制度について

(1) 認定新規就農者制度について

<認定新規就農者制度とは>

新たに農業を始める方が作成する青年等就農計画を市町村が認定し、認定を受けた新規就農者（認定新規就農者）に対して重点的に支援措置を講じようとするもの。

制度の仕組み

- ・市町村の基本構想※に即して、新たに農業経営を営もうとする青年等が自らの5年後の農業経営の目標を立てる（青年等就農計画認定申請書を作成し、市町村へ提出する）。

※市町村の基本構想

市町村において、10年間を見通した地域農業の基本的な方向を示し、育成すべき経営体について経営類型ごとに目標とする所得水準、労働時間等を示し、担い手育成の考え方や農地集積や耕作放棄地発生防止解消等の考え方と行動方針を示したもの

《農業経営目標の項目（例）》

農業経営の規模（規模拡大、作業受託、加工・販売）

生産方式（機械・施設の導入、リース、レンタル、共同利用等）

経営管理（簿記記帳、経営内役割分担等）

農業従事の態様等（休日制の導入、ヘルパー制度活用による労働負担の軽減）

目標を達成するために必要な措置（施設・機械の導入、農用地の購入・賃借等の措置を行うのに必要な資金確保）

農業経営の構成（経営に携わる者の担当業務及び年間従事日数等）

- ・市町村が審査・認定する。＝認定新規就農者（重点的な支援措置）

- ・青年等就農計画認定申請書に沿った農業経営を行う。

- ・認定新規就農者は、毎年、目標の達成状況や経営課題等を市町村に報告する。

- ・市町村は報告や面談結果を踏まえ、必要に応じて関係機関と連携してフォローアップを行う。

- ・認定新規就農者は、青年等就農計画の最終年に目標達成できるよう努める。
- ・市町村は、計画認定満了時、円滑に認定農業者制度に移行できるよう促す。

認定の対象者

以下の（１）～（３）であって、新たに農業経営を営もうとする者

- （１）青年（１８歳以上４５歳未満）
- （２）特定の知識・技能を有する中高年齢者（年齢が６５歳未満であって商工業等の経営管理や農業関連事業に３年以上従事した者、又これらと同等の知識・技能を有すると認められる者）
- （３）上記の者が役員のお半を占める法人

※ 新たに農業経営を営もうとする者

ア 新たに農業経営を開始

イ 親の農業経営とは別に新たな部門を開始

ウ 親の農業経営を継承（全体、一部）

※ 経営開始５年以内であれば、経営開始後の申請・認定も可能

※ 複数市町村において認定を希望する場合は、各市町村に対し同一の計画の内容で認定申請することができる

認定の要件

市町村は、申請された青年等就農計画が次の要件を満たす場合に、その認定を実施。

- （１）その計画が市町村の基本構想に照らして適切であること
 - （２）その計画が達成される見込みが確実であること 等
- ※ 申請者の経営全体から得られる農業所得に基づき判断する
- ※ 年間農業従事日数が１５０日以上と見込まれることが望ましい

認定期間

- （１）経営開始前に認定した場合、認定日から起算して５年
（認定後、やむを得ない事情で経営開始予定時期より経営開始が遅れた場合は、遅れた期間について追加で計画の申請、認定ができる）
- （２）経営開始後に認定をした場合、経営開始日から起算して５年を経過した日

審査体制

認定に当たり、市町村は、経営開始資金のサポート体制（※）又はこれに準じた関係者から意見を聴取することが適当。

※ 営農上の課題に対応できるよう、市町村、農業委員会、農協、金融機関、農業事務所等の関係機関や指導農業士等の関係者で構成する支援体制

認定新規就農者のメリット措置（活用可能な主な事業等）

- 経営開始資金・経営発展支援事業
- 青年等就農資金（無利子融資）
- 農地利用効率化等支援交付金
- 経営所得安定対策
- 農業経営基盤強化準備金

(2) 認定農業者制度について

<認定農業者制度とは>

意欲ある農業者を地域農業の担い手として明確化し、農業者が経営改善計画に沿って規模拡大、経営改善に取り組むとともに、関係機関は一体となって関連施策を活用しながら支援を行う制度。

制度の仕組み

- ・市町村の基本構想※に即して、意欲のある農業者が自らの5年後の経営改善目標を立てる（農業経営改善計画書を作成し、市町村等へ提出）。

※市町村の基本構想

市町村において、10年間を見通した地域農業の基本的な方向を示し、育成すべき経営体について経営類型ごとに目標とする所得水準、労働時間等を示し、担い手育成の考え方や農地集積や耕作放棄地発生防止解消等の考え方と行動方針を示したもの

《経営改善目標の項目（例）》

経営規模拡大（面積を増やしたい、機械・施設の拡充を図りたい）

経営の合理化・多角化（新規作物に取り組みたい、農産加工を行いたい）

経営管理の合理化（経営管理をしっかりしたい、法人を目指したい）

農業従事態様の改善（雇用を確保したい、給料制を導入したい）

- ・市町村等が審査・認定する。＝認定農業者

※農業経営を営む区域（農用地又は農業生産施設が所在する区域）が市町村又は都道府県の区域を超える場合⇒国・それぞれの都道府県

認定基準

基本構想に即しているか

農用地の効率的・総合的な利用に配慮されているか

達成見込みのある計画か

- ・農業者が農業経営改善計画に沿った経営改善を行う。

- ・農業経営改善計画書の記載内容を踏まえて、市、農業委員会、農協、県農業事務所等関係機関が支援を行う。

- ・農業者は目標年度において、改善計画の達成状況を確認し、現状分析を行う。

達成状況を踏まえ、更に5年後の改善計画作成

認定の対象者

性別・年齢

男女の別、年齢については問われません。

専業・兼業の別

申請時点で兼業農家や新規に就農しようとする方でも、市町村基本構想に即した農業経営を目指すものであれば認定対象になります。

営農類型

水稲などの土地利用型農業のほか、農地を持たない畜産経営や施設園芸等菌床シイタケ栽培等も認定対象になります。

法人経営

農業経営を営む法人であれば、農業生産法人であるなしに関わらず認定の対象となります。集落営農組織も法人化すれば対象となります。

共同申請

共同経営者である女性農業者や農業後継者も家族経営協定の締結等により、経営者とともに認定農業者になれます。

認定農業者制度の見直し

令和2年4月より、複数市町村で農業を営む農業者が経営改善計画の認定を申請する場合は、営農区域に応じて国又は都道府県が農業経営改善計画の認定を行うことになりました。

○認定申請先

農業経営を営む区域		認定庁
単一市町村の区域内		市町村長
複数市町村にまたがる	単一都道府県の区域内	都道府県知事
	複数都道府県にまたがる	
	単一地方農政局の管区内	地方農政局長
	複数の地方農政局の管区にまたがる	農林水産大臣

※電子申請も可能になりました。(農林水産省共通申請サービス)

○その他

- ・農業経営基盤強化促進法の改正(令和5年4月1日施行)により、農業経営改善計画に農地転用を伴う農業用施設の整備に関する事項を記載することができるようになり、農地転用許可権限を有する者の同意を得て当該計画を認定した場合、農地転用許可があったものとみなすこととなります。
※この件に関する事務手続き等については、現在関係部署と調整中です。
- ・農業経営基盤強化促進法の改正(令和7年4月1日施行)により、農業経営改善計画の認定申請を行う際、農林水産省が提供する農業経営人材育成研修プログラム(<https://agri-educ.maff.go.jp/keiei/>)のうち初級コースを修了していることが分かる資料を添付するよう努めることとなりました。

2 担い手（認定農業者等）向け施策

① 経営発展支援事業

農業者の高齢化と減少が進む中、次世代を担う農業者となることを志向する新規就農者に対し、就農後の経営発展のために必要な機械・施設の導入等の取組を国と県が協調して支援します。

- 1 補助率：国 1/2 以内、県 1/4 以内（県支援分の 2 倍を国が支援）
- 2 支援額：補助対象事業費上限 1,000 万円
 ※経営開始資金の交付対象者は、補助対象事業費上限 500 万円
 ※経営継承・発展支援事業との併用は不可。また、他の国の助成事業の対象として整備するものでないこと。
- 3 対象者の主な要件
 - ①独立・自営就農時の年齢が、49 歳以下であり、次世代を担う農業者となることについて強い意欲を示していること。
 - ②事業実施前年度又は事業実施年度中に農業経営を開始し、独立・自営就農すること。
 - ③認定新規就農者であること。
 - ④農業経営を継承する場合は、継承する経営に従事してから 5 年以内に継承する者で、継承する経営を発展させる計画（所得、売上、付加価値額のいずれかを 10% 増、又は生産コスト 10% 減）を市町村に認められること。
 - ⑤目標地図（実質化された人・農地プランを含む。）に位置付けられている、若しくは位置付けられることが確実と見込まれる、又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること。
 - ⑥経営発展支援事業、初期投資促進事業、雇用就農資金及び経営継承・発展支援事業の交付を受けていないこと。
 - ⑦本人負担分について、融資を受けていること（青年等就農資金を活用可）。
- 4 対象となる事業内容
 機械（軽トラ除く。）・施設、家畜導入、果樹・茶の新植・改植、機械等リース料等の初期投資的な経費

○問合せ先

最寄りの各農業事務所 企画振興課 もしくは、
 千葉県 農林水産部 担い手支援課（就農支援班）
 043-223-2904

②経営発展支援事業 (地域計画早期実現支援枠、世代交代円滑化タイプ)

農業者の高齢化と減少が進む中、次世代を担う農業者となることを志向する新規就農者に対し、就農後の経営発展のために必要な機械・施設の導入等の取組を国と県が協調して支援します。

1 補助率：

【経営資源の有効利用に向けた取組】 【円滑な経営移譲に向けた取組】

2/3 以内 (国 1/3 以内、県 1/3 以内)

【経営発展に向けた取組】

3/4 以内 (国 1/2 以内、県 1/4 以内)

2 支援額 (補助対象事業費上限)

【経営資源の有効利用に向けた取組】 【円滑な経営移譲に向けた取組】

1,800 万円

【経営発展に向けた取組】

1,200 万円

※経営開始資金、経営発展支援事業 (通常枠) との併用は不可。

※【経営発展に向けた取組】については、本人負担分について融資を受けていること。

3 対象者の主な要件

- ・ 49 歳以下で、新たに農業経営を開始する認定新規就農者、認定農業者
- ・ 事業実施年度の 3 年前の年度の 4 月以降に農業経営を開始した者又は法人であること
- ・ 次に掲げる要件を満たす独立・自営就農をしている、又はする予定であること。
 - ① 農地の所有権又は利用権を交付対象者が有していること
 - ② 主要な農業機械・施設を交付対象者が所有し、又は借りていること
 - ③ 生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引すること
 - ④ 交付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること
 - ⑤ 交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること
- ・ 青色申告を行うこと
- ・ 将来像が明確化された地域計画又は目標集積率が現状集積率を上回っている地域計画に位置付けられ、又は位置づけられることが確実と見込まれること

4 対象となる事業内容

【経営資源の有効利用に向けた取組】

機械・施設等の経営資源を継承・利用するための修繕、移設、撤去等に要する経費

【円滑な経営移譲に向けた取組】

法人化、専門家の活用等の農業経営の移譲に向けた取組に要する経費

【経営発展に向けた取組】

機械・施設等の導入等に要する経費

○問合せ先

最寄りの各農業事務所 企画振興課 もしくは、
千葉県 農林水産部 担い手支援課（就農支援班）

043-223-2904

③千葉県経営体育成支援事業（国庫・一部県単）
（国庫事業名：農地利用効率化等支援事業）

農業経営の発展・改善を目的として融資機関からの融資（プロジェクト融資）を活用して農業用機械・施設等の整備を行う場合に、融資残の自己負担部分に助成を行います。

事業予算：41,500千円（国庫分：35,500千円、県単分：6,000千円）

実施地区：地域計画が策定されている地域

助成対象者：地域計画のうち目標地図に位置付けられた者

実施主体：市町村（、都道府県）

補助対象：○農業用機械・施設等（耐用年数がおおむね5年以上、20年以下のもの） ※中古の場合、販売店等により2年以上使用可能と保証があるもの
○本事業（国庫）で補助対象とならない運搬用トラックのうち「積載車」については、県独自に補助対象とする。

県独自で補助対象とする「積載車」とは

- ・国庫事業の対象となるような大型のトラクターやコンバイン等を運搬するため、荷台にこれらの車両を安全に乗せて運ぶことができる機能が付いている車両のこと。
- ・小型の農機具や資材の運搬・出荷などに用いるトラックは対象外。

補助率：3／10以内

上限額：融資主体支援タイプ…法人・個人問わず300万円※

※目標地図に位置付けられる者であって、目標年度の経営面積が一定の基準以上となる場合の上限額は600万円。

成果目標：事業実施年度の3年度目を目標年度として、助成対象者は必須目標と併せて【選択目標（②～④）】から1つ以上を選択し、目標年度までに実施することとしてポイント化している場合は【事業関連取組目標⑤～⑦】から該当する目標を選択して、それぞれ具体的な数値目標を設定する。

※事業実施年度の翌年度から毎年度、成果目標の達成状況報告が必要。

【必須目標】

- ①付加価値額（収入総額－費用総額＋人件費）の拡大

【選択目標】

- ②農産物の価値向上
- ③単位面積当たり収量の増加
- ④経営コストの縮減

【事業関連取組目標】

- ⑤経営面積の拡大
- ⑥労働時間の縮減
- ⑦経営管理の高度化

事業手順：市町村が要望を取りまとめ、県を經由し国に申請

※市町村 → 県（農業事務所→担い手支援課） → 国

採択基準：次の手順で算出した配分基準ポイントの高い助成対象者から順に配分

- (1) 助成対象者ごとの取組内容を配分基準表に基づきポイント化
 - (2) (1)の助成対象者ごとのポイントに地区配分基準ポイントを合算
- ※ ロボット技術・ICT機械等のスマート農業機械を導入する担い手や、環境に配慮した取組をする担い手、集約型農業経営を行う担い手を優先的に支援する優先枠あり

《配分基準ポイント項目》

- ①付加価値額の拡大（現状ポイント、拡大率目標ポイント、増加額目標ポイント）、②経営面積の拡大、③労働時間の短縮、④経営管理の高度化、⑤新規就農、⑥農業者の育成、⑦女性の取組、⑧輸出の取組、⑨環境配慮の取組、⑩労働環境の改善

《地区配分基準ポイント項目》

- ①認定農業者等への農地集積、②農地集積割合の増加

○問合せ先

最寄りの各農業事務所 企画振興課 もしくは、
千葉県 農林水産部 担い手支援課（経営体育成班）

043-223-2905

④地域農業構造転換支援事業（国庫）

地域の中核となって農地を引受ける担い手の経営改善に必要な農業用機械・施設の導入を支援します。

事業予算：104,188千円（国庫分：104,188千円）

実施地区：以下の（1）若しくは（2）の要件を満たす地域計画が策定されている地域又は地域計画のブラッシュアップを行い、事業実施年度の翌年度までに当該要件を満たすことが確実であると事業実施主体が認める地域

- （1）地域計画の目標集積率が6割以上（中山間地域は5割以上）
- （2）現行の地域計画か、ブラッシュアップ後の地域計画において、目標集積率が現状の集積率よりも10ポイント以上増加する姿となること

助成対象者：地域計画のうち目標地図に位置付けられた担い手

実施主体：市町村

補助対象：農業用機械・施設等（耐用年数がおおむね5年以上、20年以下のもの）
※中古の場合、販売店等により2年以上使用可能と保証があるもの

補助率：購入 3/10以内 リース 取得相当額の3/7以内※
（上限額は、法人：3,000万円、個人：1,500万円）
※リース期間を4年未満とする場合は、補助率が異なります。

成果目標：事業実施年度の3年度目を目標年度として、助成対象者は次に掲げる成果目標（①～③）から1つを選択し、具体的な数値目標を設定する。

- ① 経営面積の3割以上又は4ha以上の拡大
- ② 付加価値額（収入総額－費用総額＋人件費）1割以上の拡大
- ③ 労働生産性3%以上の向上

事業手順：市町村が要望を取りまとめ、県を經由し国に申請

採択基準：次の手順で算出した配分基準ポイントの高い助成対象者から順に採択

- （1）助成対象者ごとの取組内容を配分基準表に基づきポイント化
- （2）（1）の助成対象者ごとのポイントに地区配分基準ポイントを合算

《配分基準ポイント項目》

- ①経営面積の拡大、付加価値額の拡大、労働生産性の向上、②経営管理の高度化、③環境配慮の取組、④輸出の取組、⑤女性の取組、⑥労働環境の改善

《地区配分基準ポイント項目》

- ①将来像が明確化された地域計画、②誘致団地の創設

○問合せ先

最寄りの各農業事務所 企画振興課 もしくは、
千葉県 農林水産部 担い手支援課（経営体育成班）

043-223-2905

⑤農業雇用労働力対策就業環境整備事業（県単）

- 高齢者、女性、障害者等を含めた多様な人材の確保や定着のためには、魅力ある職場環境づくりが必要です。
- 農業労働力の安定的な確保を図るため、被雇用者が安心して農作業に取り組める環境整備を支援します。

事業予算：6,300千円（県費）

実施主体：農業法人又は農業者（いずれの場合も認定農業者であること）

補助対象：新たに高齢者等を雇用する際、被雇用者が安心して農作業に従事できるよう整備する以下の施設。

- ①休憩施設、更衣室、トイレ、シャワー施設、バリアフリー施設
- ②被雇用者の居住施設

補助率：法人1/3以内、個人1/4以内

補助上限：① 500千円
② 3,000千円

採択要件：新たに高齢者、女性、障害者等を雇用する見込みがあること。
※事業実施年度の翌年度から3年間、利用状況及び雇用状況の報告が必要

事業手順：事業実施年度の前年度に市町村に対し事業要望調査を実施し、事前協議の上、事業採択の可否を決定する。なお、予算額を上回る要望があった場合には、ポイントの上位の事業実施計画から順に予算の範囲内で採択する。

○問合せ先

最寄りの各農業事務所 企画振興課 もしくは、
千葉県 農林水産部 担い手支援課（経営体育成班）
043-223-2905

⑥「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業（県単）

園芸産地の生産力強化を図るため、規模拡大に必要な省力化機械等の導入、高収量・高品質を実現するための施設化や環境整備、既存施設のリフォーム、施設及び露地におけるスマート農業の導入を支援します。

1 事業の内容

（1）生産力強化支援型

対象者：農業協同組合、生産者組織等（3戸以上）、認定農業者、認定新規就農者
要件：「産地戦略」又は「園芸産地再整備計画」を策定した産地に属する生産組織等又は認定農業者等

補助対象：パイプハウス、低コスト耐候性ハウス等、高設栽培施設、養液栽培施設、出荷調製施設（強化枠に限る）、省力化機械（生産管理機械、流通管理機械）、共同利用施設、共同利用機械等

補助率：通常枠 1／3以内（生産者組織等）、1／4以内（認定農業者等）
 強化枠※ 1／3以内（認定農業者）

※一定規模以上の経営面積を有し（露地品目概ね3ha、施設品目：概ね1ha）、販売額の10%以上の増加等にチャレンジする事業主体に対し、補助率を引き上げて支援

実施基準：①農業用ハウスの面積基準

《共同利用の場合》

概ね2,000～5,000㎡未満

ただし、都市地域、中山間地は概ね1,500㎡以上～5,000㎡未満

《認定農業者等》

概ね1,000～5,000㎡未満

ただし、都市地域、中山間地概ね800㎡～5,000㎡未満

※温室メロン概ね150㎡以上、温室びわ概ね300㎡以上

パイプハウスは
上限なし

②事業費 100万円以上5千万円未満

※強化枠は、施設整備：3千万円以上、機械導入：4百万円以上

（2）園芸施設リフォーム支援型

対象者：認定農業者、認定新規就農者、共同利用施設を保有する生産団体等

要件：①「園芸産地再整備計画」を策定した産地に属する認定農業者等

※園芸産地再整備計画の策定は、同一品目の施設面積が概ね1ha以上ある産地とする。

②生産改善目標を達成すること

※単位面積当たり収穫量の10%以上増加、上位等級品比率の10%以上増加、園芸用燃油使用量の10%以上削減、単位面積当たり販売額の10%以上増加（品目転換した場合のみ）のうち1つ以上を達成すること。

補助対象：園芸施設（ガラス温室、鉄骨ハウス、低コスト耐候性ハウス）の鋼材等の改修及び被覆資材、省エネ装置等の更新（ハウス改修と一体の場合に限る） ※省エネ装置等にかかる事業費が、事業費総額の 1/2 を超えないこと。

補助率：1／4 以内

実施基準：①法定耐用年数経過施設で、事業実施後概ね 5 年以上使用可能であること
②実施面積は 250 m²以上（温室メロンは概ね 100 m²以上）
③事業費は 100 万円以上 5 千万円未満

（3）スマート農業推進型

対象者：農業協同組合、生産者組織等、認定農業者、認定新規就農者

要件：①「園芸産地生産性向上計画」を策定した産地に属する認定農業者等
※園芸産地生産性向上計画の策定は同一品目の面積が概ね 1 ha 以上の産地とする。

②生産改善目標を達成すること

※事業を実施した施設における単位面積当たり収穫量の 10%以上増加、栽培面積の 10%以上増加、労働生産性の 10%以上増加のうち 1 つ以上を達成すること。

補助対象：環境モニタリング装置、炭酸ガス施用装置、循環扇、日射等連動かん水システム、ミスト装置、複合環境制御装置、自動換気システム、ドローン、気象観測装置、ロボット草刈機[※]、アシストスーツ[※]、ロボット作業車等
※ロボット草刈機、アシストスーツの導入は別途要件あり。

※パソコンやスマートフォン、タブレット端末等の機器及び通信費は対象外。

補助率：1／3 以内

実施基準：①環境制御関連装置については環境モニタリング装置の導入を必須とすること。

※ただし、すでに導入されている場合はその限りでない。

②環境モニタリング装置は、温度や湿度、炭酸ガス濃度等の複数の項目をリアルタイムで測定できる性能を有するものとする。

③事業費は原則として 300 万円未満、下限が 30 万円

2 事業手順

原則として、事業実施年度の前年度 6 月頃に市町村に事業要望調査を実施し、事前協議等の上、当該年度に事業採択の可否を決定する。

○問合せ先

最寄りの各農業事務所 企画振興課 もしくは、
千葉県 農林水産部 生産振興課（園芸振興室）

0 4 3 - 2 2 3 - 2 8 8 2

⑦農産産地支援事業（県単）

米・麦・大豆の土地利用型作物や落花生等の特産作物について、産地の維持・強化を図るため、規模拡大や生産の効率化等に必要な農業用機械等の整備を支援します。

また、令和8年度から新たに、将来にわたる米産地の維持・強化を図るため、規模拡大に意欲のある若手生産者を対象に、規模拡大に必要なスマート農業機械の導入を支援します。

1 事業の内容

(1) 種子・産地育成型

対象者：市町村、農業協同組合、認定農業者、営農集団

対象作物：稲、麦、大豆、落花生、茶、たばこ

※稲・麦・大豆・落花生は種子生産を含む。

補助対象：対象作物の栽培管理、収穫、集出荷、加工等に係る機械・施設

補助率：1/3以内

事業費：50万円以上（上限事業費は3,000万円）

※上限額を超える申請については、補助金を定額とする。

要件：①事業実施地区における事業実施年度の対象作物面積がおおむね下表のとおりであること

作物名	対象面積	作物名	対象面積
米	30(10)ha 以上	落花生	3(0.5)ha 以上
麦	10(5)ha 以上	茶	2ha 以上
大豆	10(1)ha 以上	たばこ	10ha 以上

※表中（ ）内は種子産地の場合。

- ②農業機械士が配置、若しくは配置される計画があること。又は、受益者の技能向上のための研修を受ける計画があること。
- ③目標年度（事業実施年度から3年後）までに対象品目の作付面積、労働生産性、単収のいずれかを10%以上向上する計画であること。
- ④事業実施主体が認定農業者の場合は、地域計画の目標地図に位置付けられた者であること。また、事業実施主体が営農集団の場合は、その構成員の1名以上が目標地図に位置づけられた者であること。

(2) スマート農業推進型

対象者：市町村、農業協同組合、認定農業者、営農集団、その他知事が特に認める者

対象作物：稲、麦、大豆、落花生、茶、たばこ

補助対象：生産性の向上や農産物の高付加価値化等に資するロボット、AI、IoT など先端技術を活用した機械（ただし、パソコンやスマートフォン、タブレット端末等の機器及び通信費等は除く。また、RTK 固定基地局については、造成費用等を除く。）

補助率：1／3 以内

事業費：50 万円以上（上限事業費は 600 万円）

※上限額を超える申請については、補助金を定額とする。

要件：（1）と同じ。

（3）輸出用米・米粉用米低コスト生産支援型

対象者：認定農業者、営農集団

対象作物：稲のうち、輸出用米及び米粉用米

補助対象：高密度播種苗対応機械（播種機、田植機）、直播用作業機械、均平用機械（レベラー）、除草剤散布用ホバークラフト、フレキシブルコンテナバッグ用計量ユニット、農業用ドローン、自動操舵システム

補助率：1／3 以内

事業費：50 万円以上

要件：①事業実施年度における事業実施主体の水稻作付面積がおおむね 30ha 以上であること。
②農業機械士が配置、若しくは配置される計画があること。又は、受益者の技能向上のための研修を受ける計画があること。
③事業実施年度の輸出用米及び米粉用米の作付面積が 2 ha 以上であり、目標年度（事業実施年度から 3 年後）までに輸出用米及び米粉用米の作付面積を 10% 以上向上する計画であること。
④事業実施主体が認定農業者の場合は、地域計画の目標地図に位置付けられた者であること。また、事業実施主体が営農集団の場合は、その構成員の 1 名以上が目標地図に位置づけられた者であること。
⑤輸出用米及び米粉用米の栽培において、別に定める省力・低コスト化生産技術のうち、事業実施年度において 1 つ以上、目標年度（事業実施年度から 3 年後）までに新たに 1 つ以上に取り組むこと。

（4）水稻生産力強化型【新設】

対象者：50 歳未満の認定農業者及び認定新規就農者

50 歳未満の後継者が就農している認定農業者

※いずれも法人の場合は、50 歳未満の者が役員の過半数を占めること。

※「就農している」とは、後継者が共同で農業経営改善計画の認定を受けていること。

対象作物：稲

補助対象：作付面積の拡大に向けた、省力・低コスト化に資するスマート農業機械（ただし、パソコンやスマートフォン、タブレット端末等の機器及び通信費等は除く）

補助率：1／3以内

事業費：50万円以上（上限事業費は2,400万円）

※上限額を超える申請については、補助金を定額とする。

要件：①事業実施年度における事業実施主体の水稻作付面積が15ha以上30ha未満であること。

②農業機械士が配置、若しくは配置される計画があること。又は、受益者の技能向上のための研修を受ける計画があること。

③目標年度（事業実施年度から3年後）までに水稻作付面積を25%以上向上する計画であること。

④事業実施主体が地域計画の目標地図に位置付けられた者であること。

⑤水稻作付面積拡大に向けた、別に定める省力・低コスト化生産技術のうち、事業実施年度において1つ以上、目標年度（事業実施年度から3年後）までに新たに1つ以上に取り組むこと。

2 事業の採択について

事業の採択については、採択要件を満たす者の中から、別に定める「農産産地支援事業配分基準」に基づき、事業の区分ごとに各事業実施計画のポイントを算定し、ポイントが上位の事業実施計画から順に予算の範囲内で採択するものとする。

3 事業手順

原則として、事業実施年度の前年度6～7月に市町村に事業要望調査を実施し、事前協議等の上、事業採択の可否を決定する。

○問合せ先

最寄りの各農業事務所 企画振興課 もしくは、
千葉県 農林水産部 生産振興課（水田農業対策室）

043-223-2891

⑧「環境にやさしい農業」技術導入支援（県単）

「ちばエコ農業」や「みどり認定」などの生産者が実施する、家畜ふん堆肥等の有機質資材の施用や化学肥料・農薬の使用量低減、温室効果ガス削減などの「環境にやさしい農業」の技術導入に伴う機械・設備の整備等に係る経費の一部を助成します。

1 事業の内容

- [対象者] 1 農業者が組織する団体（3戸以上）
「ちばエコ農業」に取り組む者、「有機JAS認定」を受けた者、「みどり認定」を受けた者などで組織する団体であること
- 2 市町村が特に必要と認める農業者
「ちばエコ農業」に取り組む者、「有機JAS認定」あるいは「みどり認定」を受けた者のいずれかで、かつ「認定農業者」、「認定新規就農者」、「地域計画に位置付けられた農業者」のいずれかに該当すること

- [補助対象] 1 機械・設備の整備
- ア 有機質資材施用技術の導入
堆肥の施用に必要な機械、緑肥作物の利用に必要な機械など
 - イ 化学肥料低減技術の導入
局所施肥に必要な機械など
 - ウ 化学合成農薬低減技術の導入
水田除草機、乗用草刈機、蒸気土壌消毒機など
 - エ 県が特に認める技術の導入
小型電動農機（ロボット草刈機、電動運搬機）自動操舵システムなど
- 2 資材の導入（農業者が組織する団体のみ可）
交信攪乱剤、防虫ネットなど

- [補助率] 1 機械・設備の整備 団体：1／2以内、個人：1／3以内
補助上限額：2,000千円以内
- 2 資材の導入 団体：1／3以内、個人：対象外
補助上限額：500千円以内

2 事業手順

原則として、事業実施年度の前年度2月頃に市町村に事業要望調査を実施し、事前協議等の上、当該年度に事業採択の可否を決定します。

本補助金は市町村を経由して交付します。（市町村における予算措置が必要です。）

○問合せ先

最寄りの各農業事務所 企画振興課 もしくは、
千葉県 農林水産部 環境農業推進課（みどり・耕畜連携推進室）

043-223-2773

⑨畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（国庫）

地域ぐるみで畜産の収益性向上等を目指す体制を畜産クラスターとして認定し、その中心として位置づけられた畜産農家の施設整備・機械導入等を支援します。

対象者：畜産クラスター協議会^{※1}で策定した畜産クラスター計画^{※2}の中で、中心的な経営体として位置づけた畜産農家等

補助対象：○地域畜産の収益性又は持続性・社会的価値の向上に資する施設等の整備

<ul style="list-style-type: none"> 家畜飼養管理施設 家畜排せつ物処理施設 自給飼料関連施設 畜産物加工、展示・販売施設 	}	施設と一体的に整備する設備
---	---	---------------

○収益性又は持続性・社会的価値の向上等に必要な機械の導入

○和牛繁殖雌牛の更新実績に応じた奨励金を交付

採択基準：

- ・①収益性向上対策：生産効率の改善により、単位期間における単位頭羽数当たりの畜産物の出荷量等が向上すること（家畜飼養管理施設や家畜排せつ物処理施設）、単位面積当たりの飼料生産量等が向上すること（自給飼料関連施設）、又は労働時間の短縮が図られること（各施設共通）等
- ・②持続性・社会的価値向上対策：国産飼料生産面積又は利用量の増加、堆肥販売量の増加、雇用人数又は人件費の増加など、選択したテーマに応じた成果目標を達成すること 等
- ・更新奨励金の上限は 25 頭まで 等

補助率：1／2 以内（更新奨励金は定額）

事業手順：施設整備事業は前年度中に要望調査を実施し、事前協議の上、事業採択の可否が決定される。申請は市町村を經由して農業事務所へ提出。機械導入事業は例年 1 月～3 月頃に要望調査を実施し、申請は千葉県畜産協会へ提出。更新奨励金は別途要望調査があり、千葉県畜産協会等を通じて要望調査・事業の申請を行う。

※1：地域ぐるみで畜産の収益性の向上を図るため、畜産農家や地方公共団体、農協、畜産関連事業者など地域の関係者が参画する協議会

※2：畜産クラスター協議会により定められた地域の畜産の収益性等の向上を図るための計画であって、国が定めた基準を全て満たすものとして知事により認定されたもの

○問合せ先

最寄りの各農業事務所 企画振興課 もしくは、

千葉県 農林水産部 畜産課（企画経営室）

043-223-2927

⑩県産飼料自給体制整備事業（県単）

高騰する輸入粗飼料から国産飼料への転換を図り、粗飼料自給率の向上及び酪農経営の安定化を図るため、生産面積拡大や生産性向上につながる機械等の導入に対する支援を行います。

対象者：農家3戸以上の団体、認定農業者、飼料作物を生産する民間事業者等

補助対象：①飼料の生産面積拡大に必要と認められる機械の導入経費
②飼料の生産性向上に必要と認められる機械の導入経費【拡充】
③中山間地域での飼料生産に必要と認められる機械の導入経費

補助率：①1/3以内（新たに10ha以上の飼料生産面積拡大）
1/2以内（新たに20ha以上の飼料生産面積拡大）
②1/3以内（10%以上の乾物収穫量向上）
1/2以内（20%以上の乾物収穫量向上）
③1/3以内（新たに1ha以上の飼料生産面積拡大）

実施手順：前年度の5～6月に市町村に事業要望調査を実施し、1～3月頃に事前協議等の上、事業採択の可否を決定。事業申請は市町村を經由して農業事務所へ提出。

○問合せ先

最寄りの各農業事務所 企画振興課 もしくは、
千葉県 農林水産部 畜産課（環境飼料班）

043-223-2943

⑪スマート畜産推進事業（県単）

ICTやAIによる情報収集・分析技術、ロボット化等の技術を導入し、畜産業における作業時間の短縮や生産性の向上を図る取組を支援します。

事業主体：千葉県酪農農業協同組合連合会（酪農）
 千葉県肉牛生産農業協同組合（肉牛）
 公益社団法人千葉県畜産協会（肉牛・養豚）
 一般社団法人千葉県農業協会（採卵鶏）
 一般社団法人千葉県配合飼料価格安定基金協会（肉牛・養豚・採卵鶏）

補助率：1／3以内

補助対象：畜産経営の生産性向上や労働時間短縮に資する機械装置等

部門	補助対象機械装置等
酪農	① 牛の日常管理に関わる省力化機器（例：発情発見システム、行動監視システム） ② 哺育管理の自動化機器（例：哺乳ロボット） ③ 飼料給与作業の省力化機器（例：自動給餌機、自走給餌車、TMRミキサー、飼料タンク残量管理システム） ④ 搾乳作業の時間短縮装置（例：自動離脱搾乳装置、搾乳ユニット搬送レール）
肉用牛	① 牛の日常管理に関わる省力化機器（例：発情発見システム、行動監視システム） ② 哺育管理の自動化機器（例：哺乳ロボット） ③ 飼料給与作業の省力化機器（例：飼料タンク残量管理システム）
養豚 ・ 採卵鶏	① 生産管理記録を効率化するシステム（例：デジタル台帳） ② 環境管理の自動化機器（例：畜舎環境計測システム、自動巻上カーテン、飼料タンク残量管理システム） ③ 畜舎清掃の自動化・省力化機器（例：畜舎洗浄ロボット、高温・高圧洗浄機、薬液噴霧装置） ④ 生体管理の省力化機器（例：豚体重推定装置）

補助要件：機器の関わる1日当たりの作業時間を10%以上削減、又は生産性（繁殖成績、出荷成績、事故率）を10%以上改善する計画であること。
 県が進めるスマート農業推進に係る取組に協力すること。

○問合せ先

最寄りの各農業事務所 企画振興課 もしくは、
 千葉県 農林水産部 畜産課（生産振興班）

043-223-2939

⑫ちばの畜産暑熱対策推進事業（県単）

夏季の猛暑により家畜の生産性が低下していることを踏まえ、本県ではまだ普及が進んでいない暑熱対策について、畜産農家と連携して実証を行うことで、更なる暑熱対策の推進を図ります。

事業主体：千葉県酪農農業協同組合連合会（酪農）
 千葉県肉牛生産農業協同組合（肉牛）
 公益社団法人千葉県畜産協会（肉牛・養豚）
 一般社団法人千葉県農業協会（採卵鶏）
 一般社団法人千葉県配合飼料価格安定基金協会（肉牛・養豚・採卵鶏）

補助率：1／2以内（補助上限2,000千円/戸）

補助対象：県内での普及を目的とした暑熱対策を実施するための費用

部門	補助対象対策
酪農	① 牛舎屋根裏への遮熱シート施行 ② ソーカーシステム設置
肉用牛	① 換気扇の設置方法の変更
養豚・採卵鶏	① 細霧装置設置
共通	① 冷風機（ダクト送風等）設置 ② 飼料タンクへの遮熱材塗布

補助要件：検証に必要なデータの収集に協力すること等。

○問合せ先

最寄りの各農業事務所 企画振興課 もしくは、
 千葉県 農林水産部 畜産課（生産振興班）

043-223-2939

⑬就農準備資金・経営開始資金（国庫）

農業者の高齢化と減少が進む中、次代の本県農業を支える担い手となることに強い意欲を有する新規就農者を確保・育成するため、49歳以下の就農予定者及び新規就農者に対し、国の制度を活用して資金を交付します。

1 就農準備資金

農業大学校や国内の指定研修機関等で研修を受ける就農予定者に対し、13.75万円/月（165万円/年）を最長2年間交付します。

※1年以上の研修や研修終了後1年以内の就農などの要件があります。

※研修終了後、交付期間の1.5倍（最低2年間）就農を継続する必要があります。

※独立・自営就農の場合は、就農後5年以内に認定新規就農者又は認定農業者になることが必要です。

※親元就農の場合は、就農後5年以内に経営継承する又は独立・自営就農することが必要です。

※雇用就農の場合は、研修終了後1年以内に正社員として期間の定めのない雇用契約を締結する、又は通算5年以上の雇用契約を締結すること。ただし、交付対象者が独立することを前提として雇用就農を行う場合は、就農後5年以内に独立・自営就農する、又は法人の共同経営者となること

2 経営開始資金

経営リスクを負っている新規就農者に対し、13.75万円/月（165万円/年）を最長3年間交付します。

※農地の所有権又は利用権の保有などの独立・自営要件があります。

※目標地図に位置付けられる、又は農地中間管理機構から農地を借り受ける必要があります。

※農業で生計が成り立つ青年等就農計画を作成し、市町村長の認定を受ける必要があります。

※交付終了後、交付期間と同期間、同程度の営農を継続する必要があります。

○問合せ先

最寄りの各農業事務所 企画振興課 もしくは、
千葉県 農林水産部 担い手支援課（就農支援班）

043-223-2904

⑭ 農業無料職業紹介事業

求人希望する千葉県内の農家や農業法人に、求職希望者を紹介します。

対象者：農業の求人（正社員やパート・臨時雇用）を希望する
千葉県内の農家・農業法人

手数料：無料

内容：希望する求人内容を求人票に記載して申し込んでいただき、この求人の概要を公益社団法人千葉県園芸協会のホームページに掲載するとともに、就農相談会などで広く情報提供します。
なお、求職希望者の取り扱い範囲は国内としています。
<https://www.chiba-engei.or.jp/agrisupport/hellowork.html>
求職希望者については、あらかじめ千葉県園芸協会面接を行った上で紹介します。

事業手順：千葉県園芸協会のホームページにある求人票に求人内容を記入し、メール、FAX、郵送などで申し込んで下さい。求人内容の確認後、募集を開始し求職希望者の紹介が始まります。

申込期間：随時

その他：正社員雇用をした場合には、「雇用就農資金」の助成対象になる場合があります。

○問合せ先

公益社団法人千葉県園芸協会 産地振興部

043-223-3008

E-mail：sanchisc@chiba-engei.or.jp

⑮農業経営の法人化

農業経営を法人化することによって、融資を受けやすくなったり、人材を確保しやすくなったりするなど、様々なメリットがあります。県や千葉県農業会議は、各地域の農業事務所等を通じ、設立に向けた説明会や設立手続き支援を行います。

1 法人化のメリットと義務

メリット	義務・負担
<p>①法人としての信用力の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財務諸表の作成が義務化され、金融機関や取引先からの信用が増す。 <p>②制度資金の融資枠の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スーパーL 資金等の融資限度額が拡大する。 <p>③雇用人材や後継者を確保しやすい</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会保険、労働保険の適用により従業員の福利厚生が充実し、人材確保につながる。 ・就業条件の明確化（就業規則整備、給与制導入等）で従業員が安心できる。 ・構成員や従業員の中から後継者を確保することが可能となる。 <p>④税制上の優遇</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給与所得控除による役員報酬への課税軽減 ・欠損金の10年間繰越控除※ ※平成30年4月1日前に開始した事業年度において生じた欠損金額の繰越期間は9年 ・条件を満たすことで、設立直後の消費税の納税免除 ・農地所有適格法人に関する特例や農事組合法人に関する特例を受けられる 	<p>①複式簿記での記帳が必要 ※専門家に依頼すると経費が発生</p> <p>②法人設立には、設立登記に係る経費が発生</p> <p>③課税法人の場合、利益がなくても最低限の法人住民税（県、市町村）の納税義務が発生</p> <p>④各種社会保険の加入義務により事業主負担が発生</p> <p>法人化に向けて確認すべき事項</p> <p>①営農ビジョン（誰が、どこで、何を）</p> <p>②手順（いつ、どのように）</p> <p>③各種制度適用確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金 ・政策融資 ・納税猶予適用 ・農業者年金受給 ・財産継承（税務面） ・雇用関係の整理 ・主体区域での土地改良事業（基盤整備）の実施の有無 <p>④設立後の手続きの必要性の有無</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地の賃借できる要件と営農計画 ・債務引き受け、雇用契約の締結 ・社会保険制度への加入

法人化のメリット等詳細は、農林水産省のホームページをご覧ください。

○農業法人について（農林水産省ホームページ）

https://www.maff.go.jp/j/kobetu_ninaite/n_seido/seido_houzin.html

2 法人化に関する支援について

県では、(一社)千葉県農業会議やJAグループ等の関係団体で構成する「千葉県担い手育成総合支援協議会」と連携し、法人化啓発研修を開催するとともに、法人化を志向する経営体への個別相談対応等により、農業経営の法人化を推進しています。

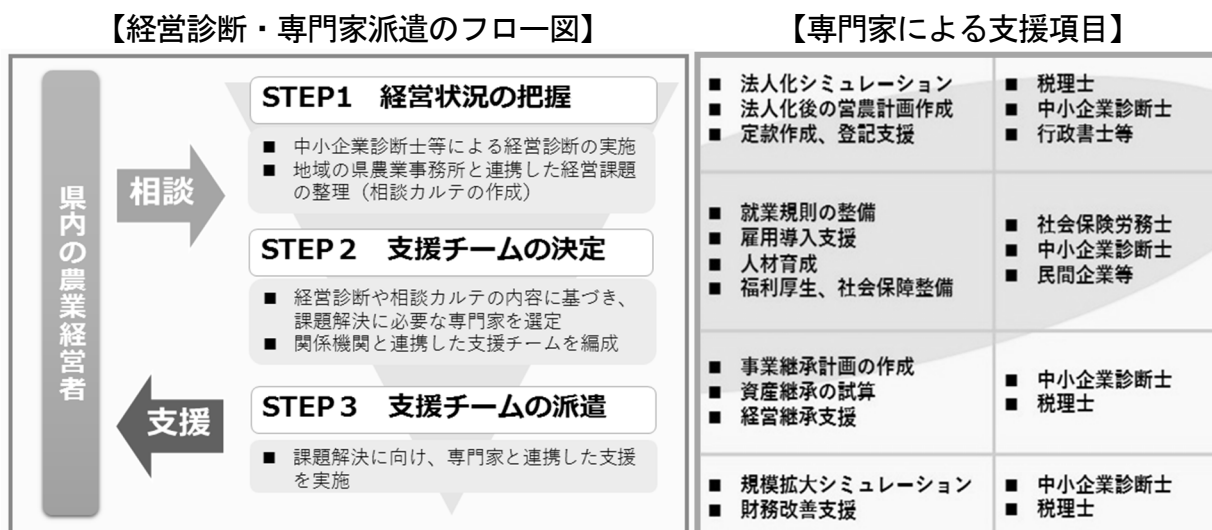
また、平成30年度からは国の農業経営・就農支援体制整備推進事業を活用し、経営診断や専門家派遣等により経営上の課題解決を支援する中で、法人化を推進しています。

3 農業経営・就農支援体制整備推進事業(国庫)

- (1) 農業経営・就農支援センターとしての機能を担う体制の整備
- (2) 就農等希望者等への就農・参入サポート活動の実施
- (3) 農業者への農業経営サポート活動(経営診断・専門家派遣)の実施

農業経営の法人化や継承、経営改善等の課題を抱える農業者に対して、経営診断及び経営課題に応じた専門家派遣等による支援を実施する。

○農業経営・就農支援体制整備推進事業による経営診断・専門家派遣のフロー及び専門家による支援項目



○問合せ先

法人化に関する支援 一般社団法人千葉県農業会議
 043-223-4480

経営診断・専門家派遣 千葉県 農林水産部 担い手支援課
 (千葉県農業者総合支援センター)
 0800-800-1944

⑩雇用就農資金（旧・農の雇用事業）（国庫）

農業法人等が 50 歳未満の就農希望者を新たに雇用し、農業就業又は独立就農に必要な実践研修を実施する場合、4 年間資金を交付します。

- 対象者：従業員を正社員として雇用する農家・農業法人
- 助成額：240 万円（月額 5 万円）
※ 1 経営体当たりの新規採択人数は同一年度内 5 人まで、かつ 3 人目以降の助成額は年間 20 万円となります（多様な人材の場合は年間 15 万円の加算）。
- 助成期間：4 年間
- 事業に関する URL：[雇用就農資金](https://www.be-farmer.jp/farmer/employment_fund/original/)で検索。
https://www.be-farmer.jp/farmer/employment_fund/original/
- 応募手順：雇用就農資金 HP から応募申請する。
- 募集期間、新規雇用就農者の採用日及び支援期間

募集回	募集期間	新規雇用就農者の採用日 （勤務開始日）	支援期間
2 回目	2026. 6. 18～ 7. 22	2025. 10. 1～2026. 6. 1	2026. 10. 1～2030. 9. 30
3 回目	2026. 10. 22～11. 25	2026. 2. 1～2026. 10. 1	2027. 2. 1～2031. 1. 31

- 事業参加に当たっての主な要件
 - ① おおむね年間を通じて農業を営む事業体等であること。
 - ② 十分な指導を行うことのできる指導者を確保できること。
 - ③ 新規雇用就農者との間で正社員として期間の定めのない雇用契約を締結すること（独立が前提の場合は、期間の定めのある雇用契約で可）。
 - ④ 働きやすい労働環境整備に係る項目の 2 つ以上に既に取り組んでいるか、新たに取り組むこと。
 - ⑤ 雇用保険及び労災保険に加入させること（法人の場合は厚生年金保険及び健康保険にも加入）。
 - ⑥ 原則 1 週間の所定労働時間が年間平均 35 時間以上であること。
 - ⑦ 原則として地域計画に農業を担う者として位置付けられた者又は位置付けられることが見込まれる者であること。
 - ⑧ 支援終了後も就農を継続又は独立する強い意欲を有する 50 歳未満（採用時点）の者であること。
 - ⑨ 過去の農業就業期間が 5 年以内であること。
 - ⑩ 過去に就農準備資金、農業次世代人材投資資金（準備型）等で同様の研修を受けていないこと（道府県農業大学校等は除く）。

- 問合せ先
一般社団法人千葉県農業会議
043-223-4480

⑪農業雇用条件改善推進事業（県単）

本県農業の雇用労働力の安定的確保と経営規模の拡大を促進するため、農業者が就業規則の制定や労働保険の加入など雇用条件の改善に取り組んだ上で新たな雇用をした場合に補助金を交付します。

事業予算：6,000千円（県費）

実施主体：認定農業者（農業法人、農業者）

補助金額：1経営体当たり200千円（定額）

補助対象：次の条件を整備・改善した上で、新たな雇用を行う場合

（1）雇用条件が未整備の経営体

- ・就業規則の制定
- ・労働保険（労災保険、雇用保険）への加入

※法人の場合は更に社会保険（健康保険、厚生年金保険）への加入

（2）すでに（1）の条件を満たしているが、更なる改善を図る経営体

- ・雇用条件（人事制度）の見直し等を専門家に依頼した際の経費が20万円（税抜き）を超える場合
- ・専門家の助言に基づく作業場等の環境改善に係る経費が総額20万円（税抜き）を超える場合

（環境改善の例）

取組内容	支援の一例
作業ラインの改善に資する物品	台車、ローラーコンベヤの購入
作業中の疲労軽減に資する物品	防寒着、敷マットの購入
作業の安全に資する物品	安全靴、ヘルメットの購入
作業場での感染症予防に資する物品	アクリルパーテーション、空気清浄器の購入
外国人労働者とのコミュニケーション改善に資する物品及び取組	翻訳機の購入、作業マニュアルの翻訳、日本語講習会の実施
障害者の作業改善に必要な物品等	障害者が必要な用具、治具、看板の購入・製作
雇用者の労務管理に必要な経費	作業マニュアル作成、安全講習会の実施

事業の流れ：①雇用環境の整備・改善等の取組に関する計画書を提出

↓計画承認・内示 ※ポイント制で上位から採択

②計画に基づく実施

↓事業実績の確認（書類による確認・場合によって現地も確認）

③補助金交付

○問合せ先

最寄りの各農業事務所 企画振興課 もしくは、
千葉県 農林水産部 担い手支援課（経営体育成班）

043-223-2905

⑱国際水準GAP団体認証取得支援事業（国庫）

国交付金を活用し、実需者と結びついた産地形成に取り組む農業者団体が新規にGAP認証を取得するに当たって必要となる取組（認証審査、認証取得に係る環境整備、研修指導の受講）に要する費用を助成します。

対象者：実需者と結びついた産地形成に取り組むに取り組む団体

- ・実需者と結びついた産地形成の取組結果を事業実施年度の翌年度の終了までに県に報告することなどの要件がある。

- 補助対象：1 認証審査（認証の審査に付随する諸費用（登録費用、認証発行手数料、審査員旅費等）を含む。）
- 2 研修指導の受講
- 3 認証取得に係る環境整備（一つの設備・資材の導入・改修につき、取得単価が20万円未満のものに限る。）

補助率：定額（以下のとおり事業内容及び認証の種類ごとに支援額の上限を定める。）

1 審査費用の支援額の上限

認証の種類	支援額の上限
GLOBALG. A. P.	29.5万円×（団体の構成員数の平方根+2）
JGAP	13万円×（団体の構成員数の平方根+2）

2 研修指導受講費用の支援額の上限

認証の種類	支援額の上限
GLOBALG. A. P.	1日あたりの支援額の上限（5万円）×受講日数
JGAP	1日あたりの支援額の上限（4万円）×受講日数

3 審査員及び講師の旅費の支援額の上限

- ア 認証審査に要する審査員旅費 実費の1/2以内
- イ 研修指導の受講に係る講師の旅費 実費の1/2以内（上限30万円）

4 環境整備費用の支援額の上限

- ア ICTを活用した情報システムの利用 5万円×取組経営体数
- イ 分析・調査の実施 5万円×取組経営体数
- ウ 認証対応設備や資材の導入及び改修 10万円×取組経営体数（上限100万円）

※1～4の取組の合計の上限は10万円×取組経営体数（上限200万円）とする。

○問合せ先

最寄りの各農業事務所 企画振興課 もしくは、
千葉県 農林水産部 環境農業推進課（みどり・耕畜連携推進室）
043-223-2773

⑱千葉県農業生産工程管理推進事業（県単）

農業生産工程管理（GAP）認証の取得拡大に向け、地域のモデルとなる農業者等に対し、認証取得のための審査費用や残留農薬分析費用等を補助します。

1 事業の内容

対象者：農業者、農事組合法人、農地所有適格法人

※農業者団体は、別途「国際水準GAP団体認証取得支援事業」の活用が可能であるため対象としない。

- 補助対象：1 認証審査（認証の審査に付随する諸費用（登録費用、認証発行手数料、審査員旅費等）を含む。）
 2 認証取得に係る環境整備
 3 指導研修の受講

補助率：定額

なお、認証の種類ごとに支援額の上限を定める。

認証の種類	支援額の上限
GLOBALG. A. P.	29.5万円
JGAP	13万円

2 事業手順

原則として、事業実施年度の5～6月に農業事務所を通じて公募を実施し、協議の上、事業採択の可否を決定する。

なお、本補助金は、市町村を経由せず農業者に対して直接交付する。

○問合せ先

最寄りの各農業事務所 企画振興課 もしくは、
 千葉県 農林水産部 環境農業推進課（みどり・耕畜連携推進室）
 043-223-2773

②⑩集落営農連携促進等事業（国庫）

集落営農の連携・合併に向けたビジョンづくり、その実現に向けた高収益作物や加工品の試作、人材の確保、法人化、共同利用機械等の導入などの取組を支援します。

助成対象者：集落営農組織、集落営農組織が主たる構成員となった連携組織等

【要件】組織の運営に係る規約・定款があること

地域計画のうち目標地図に位置づけられた又は位置付けられることが
確実である組織等

実施主体：市町村（、都道府県）

支援対象の取組、補助率：最長3年間（補助上限額1,000万円）支援

取組内容	補助対象経費	補助率
1 集落ビジョンの策定※1	集落ビジョン策定のために直接必要な経費（旅費、謝金、印刷製本費、需要費、使用料及び賃借料、備品購入費等）であること	定額
2 集落ビジョンの実現に向けた取組		
(1) 中核となる若者等の雇用※2	①給料又は報酬 ②各種手当、社会保険料等	定額 (上限100万円/年 最大3年)
(2) 収益力の柱となる経営部門の確立	①高収益作物の試験栽培 ②加工品の試作 ③販路開拓 ④その他（収益力の向上につながる取組）	定額 ※①は1集落ビジョン等 当たり（最長）3年間で 2作物（1作物当たり 30g上限）まで対象
(3) 組織の法人化	法人化に係る経費	定額 (25万円)
(4) 共同利用機械等の導入	取得金額が50万円以上の共同利用機械等（中古を含む）	1/2以内

※1 集落ビジョンの策定は必須（補助金の活用は任意）

※2 中核となる若者等との間で集落ビジョン又は集落ビジョン承認前の直近の総会等で承認された助成対象者の事業計画に基づいて締結する雇用契約より前に雇用関係がないこと。

成果目標：計画承認のあった日の属する年度から起算して3年度を目標年度とし、必須目標、選択目標1、選択目標2からそれぞれ1つ以上成果目標を設定する。
※目標ポイント（後述）で加点した項目（申請時での達成している項目を除く。ただし、必須項目は除く。）は全て成果目標として設定が必要。

	目標項目	目標水準
必須目標	1 連携・合併による生産・販売体制等の確立 ※（1）～（3）のいずれかを選択	
	(1) 連携・合併組織等を設立し、複数の集落営農が広域連携に取り組む	
	(2) 規約等に基づき作業連携又は販路連携に取り組む	
	(3) 規約等に基づき機械等の共同利用等の連携に取り組む	
選択目標1	2 継続的な発展のための体制の確立 ※（1）～（5）から1つ以上選択	
	(1) 人材の確保	常時雇用者の増加
	(2) 人材の育成	雇用就農者のキャリアアップに向けた人材育成計画の策定
	(3) 円滑な世代交代	構成員等のうち、60歳以下の農業機械のオペレーター増加
	(4) 農地の集積	利用権設定等（農作業の受託を含む。）の面積拡大
	(5) 経営の高度化	法人化、就業規則の策定、複式簿記の導入又はGAP認証の取得
選択目標2	3 継続的な発展のための収益性の改善 ※（1）～（4）から1つ以上選択	
	(1) 事業の周年化	周年作業体系の確立
	(2) 高収益作物等の導入・拡大	高収益作物や有機農産物の販売金額増加
	(3) 加工品や直売等の導入・拡大	加工品や直売等の販売金額増加
	(4) 農作業の省力化	基幹作業の労働時間削減

※事業実施年度の翌年度から毎年度、成果目標の達成状況報告が必要。

事業手順：市町村が要望を取りまとめ、県を經由し国に申請

採択基準：

- 1 集落ビジョン策定のみを要望 → 要望額を配分（※ポイント算定なし）。
- 2 集落ビジョン策定以外の取組を要望
 - 3年後の成果目標を元に基礎ポイント（＝地域計画策定ポイント、目標ポイント、付加ポイントの合算）を算定
 - 採択ポイント＝基礎ポイント÷令和8年度の補助金額

ポイント基準：

1 地域計画策定ポイント

項目	点数
将来像が明確化された地域計画又はブラッシュアップされた地域計画が策定されている	5点

2 目標ポイント

項目	目標年度までに実現すること	点数
(1) 連携合併による生産・販売体制等の確立（a～cまでのいずれかで加点）	a 目標年度までに連携・合併組織等を設立し、複数の集落営農が広域連携に取り組む	5点
	b 目標年度までに規約等に基づき作業連携又は販路連携に取り組む	3点
	c 目標年度までに規約等に基づき機械等の共同利用等の連携に取り組む	1点
(2) 継続的な発展のための体制の確立	a 人材の確保	5点
	b 人材の育成	3点
	c 円滑な世代交代	3点
	d 農地の集積	1～5点
	e 経営の高度化	最大4点
(3) 継続的な発展のための収益性の改善	a 事業の周年化	5点
	b 高収益作物等の導入・拡大	1～5点
	c 加工品や直売等の導入・拡大	1～5点
	d 農作業の省力化	1～5点

3 付加ポイント（申請時点で達成している場合のみ加点）

項目	内容	点数
(1) リスクへの備え	農業版BCPを策定している、又は収入保険等に加入している	1点
(2) 環境への配慮	a 持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画の認定を受けている、環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている	2点
	b 化学農薬や化学肥料の削減を行っている	1点
(3) 輸出の取組	a フラッグシップ輸出産地に参画している	2点
	b 既に農産物等を海外へ輸出している又は輸出事業計画の認定を受けている	1点

○問合せ先

最寄りの各農業事務所 企画振興課 もしくは、
千葉県 農林水産部 担い手支援課（経営体育成班）

043-223-2905

②① 農山漁村振興交付金（国庫） （地域資源活用価値創出対策）

農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を新分野で活用した商品・サービスの開発やこれらにかかる研究開発、デジタル技術の活用に係る専門的な知識を有する人材の派遣・育成等を支援します。

1 事業の内容

（1）地域資源活用価値創出推進支援事業（ソフト事業）

対象者：農林漁業者等、商工業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、市町村、市町村協議会、特認団体、コンソーシアム

補助対象：①新商品開発・販路開拓の実施

②直売所の売上向上に向けた多様な取組

③多様な地域資源を新分野で活用する取組

④多様な地域資源を活用した研究開発・成果利用の促進

調査・検討費（人件費、調査旅費）、新商品等開発費（新商品の開発に必要な試作やパッケージデザインの開発、安全性を確保するための成分分析等）、実需者評価会実施費（会場借料、資料印刷費、アンケート調査印刷費、集計整理賃金）、通信費、消耗品費 等

※上記の①～④のメニューごとに補助対象は異なる。

採択基準：①事業を行う場所が農山漁村であること

②事業実施主体が市町村である場合は、市町村協議会を設置し、市町村戦略を定めていること

③事業実施主体が市町村等以外である場合は、事業実施主体を含む3者以上であって、農林漁業者等を必ず含む多様な事業者が連携するネットワークを構築する又は構築することが確実であること

交付率：補助対象の①～③は1／2以内（上限500万円）

補助対象の④は定額（上限500万円）

(2) 地域資源活用価値創出整備事業（産業支援型）（ハード事業）

対象者：農林漁業者団体^{※1}、中小企業者^{※2}

※1 六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画又は農商工等連携促進法に基づく農商工等連携事業計画の認定が必要

※2 農商工等連携促進法に基づく農商工等連携事業計画の認定が必要

補助対象：①農林水産物等の加工・流通・販売等のために必要な施設
②再生可能エネルギー発電・蓄電・給電設備

採択基準：①交付対象事業の受益者は、農林漁業者が3名以上となること
②様々な事業者（事業実施主体を含む3者以上）が連携するネットワークを構築し、連携の目的及び事業実施主体と連携する事業者の成果目標の達成に向けた役割分担を定めた規約その他の文書が作成されていること
③費用対効果分析を行い、投資効率が1.0以上あること
④農林水産業・食品産業の作業安全のための規範に係るチェックシートを活用した取組の点検を実施していること
⑤農林漁業者の組織する団体による取組においては、本事業で扱う農林水産物について、事業実施主体及びネットワークを構築する農林漁業者等が目標年度までに50パーセント以上の生産を行うこと。
⑥農林漁業者等と中小企業者が連携して行う取組においては、中小企業者が事業実施主体となる場合は、目標年度までに新商品の原材料となる農林水産物の50パーセント以上を、ネットワークを構築する農林漁業者等から調達すること。農林漁業者等が事業実施主体となる場合は、目標年度までに新商品の原材料となる農林水産物の50パーセント以上を、事業実施主体単独又はネットワークを構築する農林漁業者と協同して連携する中小企業者に供給すること。等

交付率：3/10以内または1/2以内^{※3}、**交付金上限額：**原則1億円

※3 中山間地農業ルネッサンス事業の「地域別農業振興計画」や地域資源活用価値創出に係る市町村戦略に基づき行う場合、障害者等の雇用を行う場合

2 事業手順

原則として、事業実施年度の前年度4月頃に市町村に事業要望調査を実施し、事前協議の上、事業実施年度に事業採択の可否を決定する。また、整備事業は原則事業実施年度の前年度の2月末までに六次産業化・地産地消法又は農商工等連携法の認定を受ける必要がある。

○問合せ先

千葉県 農林水産部 農地・農村振興課（アグリビジネス支援班）

043-223-2963

②農業経営多角化支援事業（県単）

農業者が経営多角化による所得向上を図るため、農業者や商工業者等と連携する経営多角化の取組について、必要となる加工機械施設等の整備を県と市町村が連携して支援します。

事業予算：8,000千円（県費）

実施主体：六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定を受けている又は農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）実施要領で定める経営改善戦略を作成した認定農業者及び認定農業者を含む団体等

補助対象：加工・流通・販売等について新たな取組及び販売拡大を行う場合に必要となる機械・施設等の整備に要する経費

補助率：1/3以内
ただし、市町村が1/6以上を補助する場合に限る（合計1/2の補助）

補助上限：3,000千円

採択要件：①農業者、農地所有適格法人及び農業者が組織する団体等であること。

②交付決定の時点で有効な六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定を受けていること。もしくは、農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）実施要領^{※1}で定める経営改善戦略を作成していること。

③経営改善計画の認定を受けていること（認定農業者）。

※1 実施要領別記2-2第1の3に定める経営改善戦略のうち、千葉県地域資源活用・地域連携サポートセンターの支援を受けて作成したものに限り

主な実績：もち（製造機、自動カッター、シール機等）、揚げ煎餅（乾燥庫、フライヤー等）、トマトジャム・ゼリー（ミキサー、冷凍庫、シンク等）、キムチ（カップシール機、食品注入機、冷蔵庫付きテーブル等）

○問合せ先

最寄りの各農業事務所 企画振興課 もしくは、
千葉県 農林水産部 農地・農村振興課（アグリビジネス支援班）
043-223-2963

②③大区画化等加速化支援事業（国庫）

食料・農業・農村基本計画に基づき、初動5年間で農業構造転換を推進し、生産性の向上を図るため、担い手等の農業者が自ら行う畦畔除去等の簡易整備による農地の大区画化等の取組を支援する。

事業実施主体：市町村、農業者団体、農業者等

主な事業内容

[補助対象及び補助率]

(1) ハード事業：定額

1) 畦畔除去による区画拡大や暗渠排水等の簡易な基盤整備を定額※で支援。

(工種) 農用地の区画拡大、暗渠排水、湧水処理、末端畑地かんがい施設、客土、除礫、更新整備、畑作転換工、病害虫対策

※定額助成単価は、工種及び施工条件に応じて複数設定があり、それぞれについて

- 1) 事業後に担い手に集約化される場合は、助成単価を1.2倍に引き上げを行う。
- 2) 本事業の「農用地の区画拡大」を実施する農用地であって、事業後に1枚1ha以上の農用地になるものは、助成単価を1.32倍に引き上げを行う。

(2) ソフト事業：定額

1) 権利関係、農家意向、農地集積等に関する調査・調整活動に要する経費を定額（1地区1年度当たり300万円）で支援。

[補助要件]

(1) ハード事業

1) 地区内のいずれかの農用地において「農用地の区画拡大」を行うこと。

2) 実施区域が農振農用地区域のうち、地域計画の策定区域内であること。

ただし、生産緑地地区等については上記に該当しない場合でも実施可能。

※事業の対象となる農地は大区画化推進協議会の会員である市町村内に存すること。

(2) ソフト事業

1) 地区において「農用地の区画拡大」が行われることが確実と見込まれること。

2) 実施区域がハード事業の受益地内であること。

○問合せ先

最寄りの市町村、各農業事務所 指導管理課 もしくは、
千葉県 農林水産部 農地・農村振興課（農地集積推進室）

043-223-2862

千葉県大区画化等推進協議会

043-241-7729

㉔ 農山漁村振興交付金（国庫） （最適土地利用総合対策のうち最適土地利用総合事業）

中山間地域等における、地域の実情に即した農用地保全に必要な、地域ぐるみの話し合いに基づく最適な土地利用構想の策定、基盤整備等の条件整備、粗放的な土地利用等を総合的に支援。

事業実施主体：県、市町村、農業委員会、JA、土地改良区、地域協議会、地域運営組織、農地中間管理機構

主な事業内容

[補助対象及び補助率]

（１）ソフト：定額

- ・土地利用構想の概定、実証事業、土地利用構想の実現に必要な調査・計画に関する取組、省力化機械の導入：交付額上限…助成単価（年標準額 1,000 万円）に当該支援の事業年数を乗じた額
- ・粗放的利用体制整備のうち
放牧や蜜源・緑肥作物等の管理経費等：交付額上限各年度 10,000 円/10a
緩衝帯整備やビオトープ、計画的な植林の管理経費等
：交付額上限各年度 5,000 円/10a
- ・農用地保全等推進員の措置：交付額上限 250 万円/年

（２）ハード：定率（55%以内）、交付額上限…助成単価（年標準額 2,000 万円）に当該支援の事業年数を乗じた額

- ・放牧に関する整備
- ・蜜源作物等の作付け等に関する整備（刈払、耕起、土壌改良等）
- ・農用地保全のための基盤整備（農業用排水施設、農道、暗渠排水、客土、区画整理等）
- ・農用地保全のための農業環境整備（トイレ、農業用ハウス等）

[補助要件]

- （１）市町村、農業者、地域住民が参画すること
- （２）原則として、中山間地域等における複数集落を対象とし、都道府県がその対象を選定すること
- （３）地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地と粗放的利用を行う農地等に区分し、実証的な取組を行った上で、土地利用構想を事業開始から３年以内に策定すること
- （４）農用地の粗放的利用の取組を１つ以上行うこと
- （５）農用地保全に関する目標の達成に向けて取り組むこと
- （６）５年間以上粗放的利用又は耕作を実施すること（水稻を除く。）
- （７）営農を続けて守るべき農地の整備については、地域計画の策定または策定の見込みがあること

○問合せ先

最寄りの市町村、各農業事務所 企画振興課 もしくは、
千葉県 農林水産部 農地・農村振興課（農地集積推進室）
043-223-2862

㊸農山漁村振興交付金（国庫） （最適土地利用総合対策のうち荒廃農地再生支援事業）

荒廃農地は病害虫の発生や荒廃農地を住处とする有害鳥獣による被害等、周辺農地に悪影響を与えることや、担い手等への農地の集積・集約の妨げになること等が懸念されるため、こうした荒廃農地を再生利用により解消するための取組を支援する。

事業実施主体：市町村、事業対象農地を耕作の用に供する者又は所有者

主な事業内容

[補助対象及び補助率]

交付率：事業費の1/2（一部定額）

- (1) 荒廃農地再生等整備
刈払・伐根、集積・運搬、除礫、耕起・整地、土壌改良（32,000円/10a）、
支障物撤去
- (2) 簡易基盤整備
農業用排水施設、農道、暗渠排水、客土（25,000円/10aに整備面積を乗じて
得た金額を助成する）、区画整理、農地等整備

[対象農地]

- (1) 地域計画の範囲に含まれていない再生利用が可能な荒廃農地及び当該農地と一体的に整備する必要のある地域計画外農地等
- (2) 地域計画の範囲内の農地においては、再生利用が可能な荒廃農地のうち、荒廃化が進みそのまま放置すれば数年のうちに再生利用が困難となるような農地（農地法運用通知第3の1の（3）のアの（ウ）のbに相当する農地。）及び当該農地と一体的に整備する必要のある地域計画内農地等

[補助要件]

- (1) 事業費が200万円未満であること。
- (2) 本事業で整備した農地等は地域の合意形成により5年間以上耕作することが確実にあること。
- (3) 本事業で整備した農地等が地域計画外の農地の場合、事業完了年度の翌年度末までに、地域計画に位置付けられるようにすること。
- (4) 事業対象農地が、貸借権・使用貸借権の設定・移転後若しくは所有権の移転後、原則1年以内の農地又はこれらの権利移転等が確実な農地であること。
- (5) 事業対象農地を耕作する者は、地域の合意形成により事業対象農地を耕作することとされた者であること。

○問合せ先

最寄りの市町村、各農業事務所 企画振興課 もしくは、
千葉県 農林水産部 農地・農村振興課（農地集積推進室）
043-223-2862

②6 経営所得安定対策等

主食用以外の米（飼料用米・米粉用米・新市場開拓用米等）、麦、大豆、野菜などを栽培する取組に対して、国から農業者へ直接交付金が交付されます。

経営所得安定対策では、担い手農業者の農業経営の安定に資するよう、諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正する交付金（ゲタ対策）と、農業経営のセーフティネットとして、当年産の収入が減少した場合に、その減収額を補てんする交付金（ナラシ対策）を措置しています。

さらに、麦、大豆、飼料用米、米粉用米等の戦略作物の本作化を進めるとともに地域の特色を活かした魅力的な産地づくり、産地と実需者の連携に基づいた低コスト生産の取組、畑地化による畑作物の本作化を推進する水田活用の直接支払交付金を措置しています。

事業手順：当該年度の6月30日までに交付申請書・営農計画書を市町村農業再生協議会等へ提出

1 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

麦、大豆、そば、なたねを対象として、生産量と品質に応じた数量払を基本として助成されます。なお、営農を継続するために必要最低限の額が面積払として当年産の作付面積に応じて数量払の内金として先払いされます。

対象者：認定農業者、集落営農^{※1}、認定新規就農者

※1：集落営農を対象とする場合は、「組織の定款又は規約が定められていること」、「対象作物の共同販売経理を行っていること」、「地域における農地利用の集積及び農業経営の法人化を確実に行うと市町村から判断を受けていること」が要件となります。

数量払に係る交付単価（平均単価）

令和8年産より交付単価が変更されました。

対象作物	平均交付単価	
	課税事業者	免税事業者
小麦	5,590 円/60kg	6,000 円/60kg
六条大麦	5,710 円/50kg	6,110 円/50kg
はだか麦	8,330 円/60kg	8,850 円/60kg
大豆	10,340 円/60kg	10,910 円/60kg
そば	15,930 円/45kg	16,730 円/45kg
なたね	6,410 円/60kg	6,820 円/60kg

※ 実際の交付単価は、品質（農産物検査結果等）によって増減します。

面積払に係る交付単価（数量払の内数）20,000 円/10a（そばは 13,000 円/10a）

交付時期：当該年8月～翌年5月頃

2 米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）

米（加工用米及び新規需要米は除く）・麦・大豆等を対象に、当年産の販売収入額（対象品目別の合算相殺）が標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割が補てんされます。

補てんの財源は、農業者と国が1：3の割合で負担するため、補てんを受けるには、農業者からの積立金の拠出が必要になります。

なお、積立金は20%の収入減少に備えた額が上限になり、掛け捨てではありません。

対象者：認定農業者、集落営農、認定新規就農者
（収入保険との重複加入は、できません）

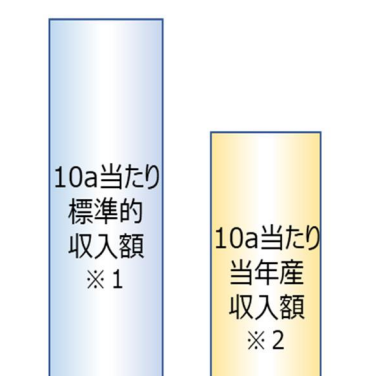
対象品目：米、麦、大豆（種子用米・種子用麦・種子用大豆、ビール麦、黒大豆を除く）

要件：ナラシ対策の対象農産物である米（主食用）については、事前に集出荷業者と出荷契約を結んだもの等により生産、出荷・販売したものが補てんの対象となります。

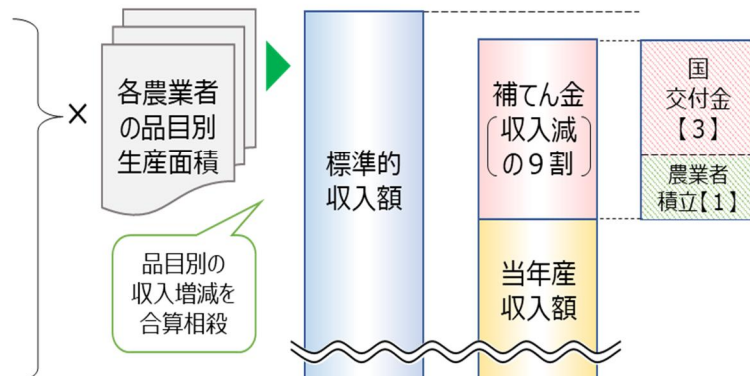
補てん額：（標準的収入額－当年産収入額）×0.9－共済金相当額※2

※2：共済金相当額＝（標準単収×0.9－当年の実単収）×数量当たり価額×当年産面積
（共済金相当額は作物ごとに算出）

地域・品目別の計算



農業者別の計算



令和8年度 経営所得安定対策等の概要（農林水産省）より引用

申請期限：加入申請 6月30日まで／積立金納付 8月31日まで
米については、生産年翌年の3月31日までの主食用米の出荷販売実績を記載した書類を翌年4月30日までに提出。

交付時期：生産年の翌年6月頃

3 水田活用の直接支払交付金

水田で食料自給率・自給力向上に資する麦、大豆、飼料作物、飼料用米、米粉用米等の生産をする農業者を支援します。

対象者：交付対象水田で販売目的の作物を生産する販売農家・集落営農
交付時期の目安：当該年度10月～翌年3月頃

(1) 戦略作物助成

水田で、麦・大豆、飼料用米・米粉用米等の戦略作物を生産する農業者に支援します。

交付単価：麦、大豆、飼料作物	35,000 円/10a ^{※1}
加工用米	20,000 円/10a
WCS用稲	80,000 円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ 55,000 円～105,000 円/10a ^{※2}

※1 多年生牧草について、当年産において収穫のみを行う年は 10,000 円/10a

※2 飼料用米の一般品種について令和 8 年度は、収量に応じて 55,000～75,000 円/10a

要件：実需者等と契約等を行った上でWCS用稲・加工用米・飼料用米・米粉用米は国に取組計画書を提出し受理され出荷・販売すること

※上記米穀を主食用に出荷・販売した事実が判明した場合、捨てづくりと判断された場合は交付対象となりません

(2) 産地交付金

千葉県が作成した「水田収益力強化ビジョン」に基づく、地域の特色を活かした魅力的な産地づくりに向けた取組を支援します。(水田での取組が対象)

国が単価を設定する取組	配分単価
・そば、なたね、新市場開拓用米、地力増進作物の作付	20,000 円/10a
・新市場開拓用米の複数年契約 [※] (3 年以上の新規契約が対象)	
※ コメ新市場開拓促進事業で採択された者が対象	10,000 円/10a

また、国が県へ資金枠を配分する範囲内で「水田収益力強化ビジョン」に基づき、地域の特色を活かした魅力的な産地づくりに向け、県が助成内容(対象作物・単価等)を設定する取組について支援します。

(産地交付金の詳細については、千葉県農林水産部生産振興課水田農業対策室にお問い合わせください)

(3) 都道府県連携型助成

県が転換作物を生産する農業者を独自に支援する場合に、当該支援の対象農業者に対して、前年度からの拡大面積に応じて、県の支援単価と同額(上限：5,000 円/10a)で国が追加的に支援します。

(4) 畑地化促進事業等(畑地化促進助成及び令和 7 年度補正予算と併せて)

水田を畑地化し高収益作物やその他の畑作物の定着を図る取組を支援します。

① 畑地化支援(交付対象水田から除外する取組。令和 8 年度における取組が対象)

・ 70,000 円/10a

② 定着促進支援（①とセット）

- ・ 20,000 円（30,000 円※）/10a×5 年間） または
100,000 円（150,000 円※）/10a（一括）※加工・業務用野菜等の場合

③ 産地づくり体制構築等支援

④ 子実用とうもろこし支援（10,000 円/10a）畑地化促進助成で支援

- ・ 子実用とうもろこしの作付面積に応じて支援。

（5）畑作物産地形成促進事業（令和7年度補正予算）

産地・実需協働プランに参画する生産者が、対象作物を実需者ニーズに対応するための低コスト生産等の技術導入を行う場合に取組面積に応じて支援します。

- ・ 対象作物：麦、大豆、高収益作物（加工・業務用野菜等）、子実用とうもろこし
- ・ 支援単価：40,000 円/10a※（加算措置は終了）

※ 本対策の対象面積は、戦略作物助成の対象面積から除外

（6）コメ新市場開拓等促進事業

産地・実需協働プランに参画する生産者が、実需者ニーズに対応するための低コスト生産等の技術導入を行う場合に取組面積に応じて支援します。

対象作物	支援単価
新市場開拓用米（輸出用等）	40,000 円/10a ^{※1, ※2}
加工用米	30,000 円/10a ^{※1, ※2}
米粉用米	90,000 円/10a ^{※1, ※2}
酒造好適米	取組年数に応じ最大 30,000 円/10a

※1 多収品種を作付けの場合、5,000 円/10a を加算

※2 本対策の対象となった面積は、戦略作物助成及び産地交付金の追加配分（新市場開拓米）の対象面積から除外

○問合せ先

関東農政局 千葉県拠点 地方参事官室（経営所得安定対策班）

043-224-5617

もしくは、千葉県 農林水産部 生産振興課（水田農業対策室）

043-223-2883

㉗ J A 交付金等つなぎ資金

国等の行政による農業者の成長・安定に向けた各種交付金等について、交付金等交付までの短期のつなぎ資金を提供可能な融資となります。

1. 対象者：農業を営んでいるまたは農業に従事している J A の組合員
 2. 資金使途：国等の行政による農業者の成長・安定に向けた各種交付金等（※1）受領までのつなぎ資金
※1 各種交付金等とは以下の4種類が対象となります。
①畑作物の直接支払交付金 ②米・畑作物の収入減少影響緩和交付金
③水田活用の直接支払交付金 ④高収益作物次期作支援交付金
 3. 限度金額：支払われる交付金等相当額のうち、J A 口座に入金される金額の範囲内となります。
 4. 貸付期間：1年以内
 5. 貸付利率：J A 所定の利率
本融資については、J A バンク 利子補給制度による利子補給を受けられます（令和8年4月～令和8年12月末の利子補給率：最大年1.0%の予定（令和8年4月現在）※2）。
※2 令和9年1月以降の利子補給率は別途改定となり、その後6ヶ月ごとに利子補給率の改定を予定しています。適用となる利子補給率は融資実行日時点の利子補給率となりますので、詳細は最寄りの J A にお問い合わせください。
 6. 担保：原則不要
 7. 保証：原則不要
- 留意事項
交付金の償還専用口座への入金指定が必要です。
一部の J A では、本資金を取扱っていないケースがございますので、条件等も含めて、詳しくは最寄りの J A へご確認ください。
- 問合せ先
最寄りの J A

⑳ 農業経営基盤強化準備金制度

農業者が経営所得安定策等の交付金を農業経営改善計画に従い、農業経営基盤強化準備金として積み立てた場合、この積立額を個人の場合は必要経費（法人の場合は損金）に算入できます。

なお、準備金として認められる額は、積み立てようとする金額とその年（事業年度）の事業所得（所得）のいずれか少ない方の金額になります。

さらに、農業経営改善計画等に従い、取り崩した準備金や受領した交付金をそのまま用いて、農用地や農業用の建物・機械等の固定資産を取得した場合、圧縮記帳（※1）できます。

対象者：認定農業者、認定新規就農者

要件：農業経営基盤強化促進法に基づき市町村が策定する地域計画において農業を担う者として位置づけられていること（位置づけられているか分からない場合は、経営農地が存在する市町村に確認してください。）。

原則、複式簿記により記帳（※2）し、青色申告により確定申告すること。

取得する農業用固定資産等が農業経営改善計画書に記載されていること。

制度適用前に関東農政局千葉県拠点へ証明申請書の申請手続きが必要。

注意：交付金等を積み立てない場合や積み立てた翌年（度）から起算して5年経過した準備金は総収入金額（法人の場合は、益金）に算入され、課税対象になります。（例えば、R2年に積み立てた準備金は、R8年に5年経過し、R8年の所得の計算上、総収入金額に算入されます。）

※1 圧縮記帳

交付金や補助金は、益金として課税対象となりますが、受け取った年に一度に課税されると、額によっては、多額の税金が発生します。このようなことを防ぐために、取り崩した準備金や交付金により取得した農業用固定資産の帳簿価格を一定額まで減額し、その減額分を必要経費（損金）に算入することにより、その年（事業年度）の課税事業所得（所得）を減額する方法。圧縮したことにより、交付金等を受けた年度の課税額が少なくなります。逆に、毎年計上できる減価償却費の額は減少する。

つまり、一時的に課税される額が減価償却期間内に「薄く」課税される形になります。いわゆる課税の繰り延べの効果と言われ、長い目で見ると額は変わりません。

※2 複式簿記による記帳

複式簿記による記帳が原則であるが、個人の場合、現金出納帳、売掛帳、買掛帳等を備え付けて、簡易な記帳をするだけでも特例が受けられます。

○問合せ先

関東農政局 千葉県拠点 地方参事官室（経営所得安定対策班）

043-224-5617

②9 飼料用米等生産支援事業（県単）

新規需要米等の生産及び団地化等の取組に対して支援し、稲作農家の経営安定及び食料自給率・自給力の向上を図ります。

1 飼料用米等生産支援事業

（1）定着支援型

継続して取り組む飼料用米等の作付面積に応じて助成します。

対象者：農業者、営農集団、農地所有適格法人等

対象作物	助成単価
飼料用米（多収品種）、米粉用米、WCS用稲	3,000 円/10a
飼料用米（主食用品種）	1,500 円/10a

（2）拡大支援型

前年度の作付けと比べて、新たに転換した面積に応じて助成します。

対象者：農業者、営農集団、農地所有適格法人等

対象作物	助成単価
新たに転換する作物（飼料用米（多収品種）、米粉用米、酒造好適米、WCS用稲、麦、大豆、野菜等）	5,000 円/10a

※都道府県連携型助成（国）と併せて 10,000 円/10a となります。（酒造好適米を除く）

※飼料用米（主食用品種）は対象外です。

2 担い手水田利活用高度化対策事業

集団転作や規模拡大による生産コストの削減を推進するため、5ha以上の団地化により主食用米から麦・大豆等へ転換する取組に対して助成します。

対象者：認定農業者、認定新規就農者、営農集団、農地所有適格法人等

対象作物	取組内容	助成単価
麦 大豆 飼料用米(多収品種)、 WCS用稲、野菜等	ブロックローテーション型	11,000 円/10a
	固定団地型	4,000 円/10a

※飼料用米（多収品種）及びWCS用稲は固定団地型のみ対象です。

○問合せ先

最寄りの各農業事務所 企画振興課 もしくは、
千葉県 農林水産部 生産振興課（水田農業対策室）

043-223-2891

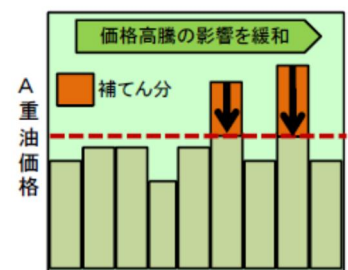
③⑩施設園芸等燃料価格高騰対策（国庫）

燃料価格高騰の影響を受けにくい経営への転換を進めるため、燃料使用量の省エネルギー化又は燃料コストの変動抑制に計画的に取り組む産地に対し、セーフティネットの構築を支援します。

支援対象者：野菜、果樹又は花きの施設園芸を営む農業者で、事業参加者が3戸以上又は農業従事者が5名以上いる下記の団体
 農業者の組織する団体、JA、JA連合会、農事組合法人、
 農地所有適格法人、特定農業団体

補助対象：施設園芸セーフティネット構築事業

- ・燃料の価格が一定の基準を超えて上昇した場合に、補てん金が支払われる
 （対象油種はA重油、灯油、LPガス及びLNG）
 （補てん対象数量は当該月購入数量の70%）
- ・ただし、当該月の燃料価格が対前年加温期間平均価格より11%以上高騰した場合、又は当該月の平均気温が平年値を下回った場合、補てん対象数量を引き上げて補填金が支払われる



施設園芸セーフティネットのイメージ
 (※A重油の例)

主要要件：団体で「省エネルギー等対策推進計画」を策定すること
 （目標年度までに温室の燃料使用量を現在の使用量から15%以上削減）

補助率：施設園芸セーフティネット構築事業

1/2（農業者と国が資金を造成。積立割合は農業者：国＝1：1）

事業手順：対象者（上記団体）が省エネルギー等対策推進計画を作成し、事業実施計画書等と併せ、最寄りの農業事務所を通じて事業実施者（県農業再生協議会）に申請する。

○問合せ先

最寄りの各農業事務所 企画振興課 もしくは、
 千葉県農業再生協議会（燃料）事務局
 千葉県 農林水産部 生産振興課（園芸振興室）
 043-223-2882

③1 アグリシードファンド

J Aグループでは、アグリビジネス投資育成株式会社と連携し、地域の中核となる農業法人にとってより活用しやすい資本提供（議決権のない資本）の枠組みをご用意しております。

出資により調達した資金につきましては、補助金と異なり、①設備投資や事業拡大、②財務内容の改善・信用力の向上など、フレキシブルに活用していただくことができます。また、借入金と異なり、約定返済がなく、担保・保証人も不要です。

- (1) 出資金額：原則 10 百万円以下（出資上限比率：発行済株式総数の 50%）
 - (2) 出資期間：10 年以内
 - (3) 投資対象：農業法人
 - (4) 実施主体：アグリビジネス投資育成(株)（以下、アグリ社）
（主要株主：(株)日本政策金融公庫、農林中央金庫）
 - (5) 基本的な条件
 - ・ 認定農業者であること、または認定農業者と同程度と認められる経営計画を作成している者
 - ・ 会計は複式簿記により行っていること
 - ・ 計算書類を年に 1 回以上作成していること
 - ・ 直近の決算において債務超過でないこと（または、債務超過であったとしても、直近事業年度において、経常利益及び税引後当期利益がいずれも黒字化しており、かつ 5 年以内の債務超過解消が見込まれること）
 - ・ 経常利益および税引後当期利益がいずれも過去 3 年連続赤字でないこと
 - ・ 経営者の中に農業経験者等がいること
 - ・ 金融機関からの借入金の返済は当初条件どおり進んでいること（当初条件どおりでなくても、現時点において計画どおりの返済が行われていること）
 - ・ 5 年以上の事業計画を策定していること
- ※ 詳しい条件については、農林中央金庫にお問い合わせください。

○留意事項

- ・ 提供する資本は、農事組合法人については、議決権付きとなります。
- ・ 投資期間 10 年を経過する前に、アグリ社から投資先に対して、株式等について買戻しの相談をさせていただきます。
- ・ 配当率等の条件については、個別にアグリ社との交渉により決定します。
- ・ ご提出いただいた事業計画の達成蓋然性について、アグリ社が個別審査を行いますので、上記条件を満たされてもアグリ社からの出資をお断りする場合があります。

○問合せ先

農林中央金庫 千葉支店 営業班（担当者：清水・齋藤・児玉）
043-369-4080

③②復興ファンド

J Aグループでは、アグリビジネス投資育成株式会社と連携し、地域の中核となる農業法人にとってより活用しやすい資本提供（議決権のない資本）の枠組みをご用意しております。

復興ファンドは、アグリシードファンドにおけるスキームを活用し、被災した農業法人等に対して、柔軟に資本を供与することにより、営農等の再開のバックアップを図る商品です。

- (1) 出資金額：原則 30 百万円以下
(出資上限比率：原則、発行済株式総数の 50%)
 - (2) 出資期間：15 年以内
 - (3) 投資対象：災害救助法等が適用された災害で被災した農業法人等
 - (4) 実施主体：アグリビジネス投資育成(株)（以下、アグリ社）
(主要株主：(株)日本政策金融公庫、農林中央金庫)
 - (5) 基本的な条件
 - ・ 認定農業者であること、または認定農業者と同程度と認められる経営計画を作成している者
 - ・ 会計は複式簿記により行っていること
 - ・ 災害前の決算が債務超過でないこと（もしくは5年以内に解消可能であったと説明できること）
 - ・ 災害前において、経常利益及び税引後当期利益のいずれかが3期連続赤字でないこと（もしくは翌年度黒字であったと説明できること）
 - ・ 経営者の中に農業経験者等がいること
 - ・ 金融機関からの借入金の返済は当初条件どおり進んでいること（当初条件どおりでなくても、現時点において計画どおりの返済が行われていること）
 - ・ 主要取引行の支援方針が明確であること
 - ・ 10年後に税引前当期利益が黒字、かつ債務超過が存在しない事業計画を作成していること、かつ達成が見込まれること
 - ・ 対象となる災害等は以下の通り（※対象となる災害等の発生から3年以内）
 - 激甚災害法により「本激」、「早期局激」に指定された災害
 - 災害救助法が適用された災害
 - 家畜伝染病予防法に基づく初動対応が実施された伝染病
 - 新型コロナウイルス等の感染症
- ※ 詳しい条件については、農林中央金庫にお問い合わせください。

○ 留意事項

- ・ 提供する資本は、農事組合法人については、議決権付きとなります。
- ・ 投資期間 15 年を経過する前に、アグリ社から投資先に対して、株式等について買戻しの相談をさせていただきます。
- ・ 配当率等の条件については、個別にアグリ社との交渉により決定します。
- ・ ご提出いただいた事業計画の達成蓋然性について、アグリ社が個別審査を行いますので、上記条件を満たされてもアグリ社からの出資をお断りする場合があります。

○ 問合せ先

農林中央金庫 千葉支店 営業班（担当者：清水・齋藤・児玉）
043-369-4080

③③ 担い手経営体応援ファンド

J Aグループでは、アグリビジネス投資育成株式会社と連携し、地域の中核となる農業法人にとってより活用しやすい資本提供（議決権のない資本）の枠組みをご用意しております。

担い手経営体応援ファンドは、アグリシードファンドと同様、フレキシブルに活用可能な資金を調達していただけますが、アグリシードファンドより大規模な農業法人を想定しております。

- (1) 出資金額：原則 10 百万円超（出資上限比率：発行済株式総数の 50%）
 - (2) 出資期間：15 年以内
 - (3) 投資対象：農業法人
 - (4) 実施主体：アグリビジネス投資育成(株)（以下、アグリ社）
（主要株主：(株)日本政策金融公庫、農林中央金庫）
 - (5) 基本的な条件
 - ・ 認定農業者であること、または認定農業者になることが確実である者
 - ・ 会計は複式簿記により行っていること
 - ・ 直近の決算において債務超過でないこと、かつ株式又は持分取得直後の農業法人等の 1 株又は持分当り純資産が、取得した株式又は持分の価格の 50%を下回らないこと。
 - ・ 経常利益および税引後当期利益がいずれも過去 3 年連続赤字でないこと
 - ・ 経営者の中に農業経験者等がいること
 - ・ 金融機関からの借入金の返済は当初条件どおり進んでいること（当初条件どおりでなくても、現時点において計画どおりの返済が行われていること）
 - ・ 5 年以上の事業計画を策定していること
- ※ 詳しい条件については、農林中央金庫にお問い合わせください。

○ 留意事項

- ・ 提供する資本は、農事組合法人については、議決権付きとなります。
- ・ 投資期間 15 年を経過する前に、アグリ社から投資先に対して、株式等について買戻しの相談をさせていただきます。
- ・ 配当率等の条件については、個別にアグリ社との交渉により決定します。
- ・ ご提出いただいた事業計画の達成蓋然性について、アグリ社が個別審査を行いますので、上記条件を満たされてもアグリ社からの出資をお断りする場合があります。

○ 問合せ先

農林中央金庫 千葉支店 営業班（担当者：清水・齋藤・児玉）
043-369-4080

③④ 青年等就農資金

就農から5年間の、営業開始や経営発展を図るために必要な資金について、無利子で借り入れることができます。

対象者：認定新規就農者（法人含む）

対象資金：機械、生産・加工施設の取得費等の設備資金、家畜の購入育成費、果樹改植費、農地の借地料や施設および機械のリース料、経営開始に伴い必要となる資材費等

※農地取得にはご利用いただけませんのでご注意ください。認定新規就農者の方が農地を取得される場合には、経営体育成強化資金（有利子）がご利用いただけます。

限度額：3,700万円（特認※1億円）

※一定の要件を満たした場合に適用になります

償還期間：17年以内（うち据置5年以内）

貸付金利：無利子

担保・保証人：実質的な無担保・無保証人制度

担保：原則として、融資対象物件のみ

保証人：原則として個人の場合は不要、法人で必要な場合は代表者のみ

○問合せ先

日本政策金融公庫 千葉支店

043-238-8501

③⑤ 農業経営基盤強化資金（スーパーL 資金）

認定農業者が農業経営改善計画に即して規模拡大・経営発展を図るために必要な資金を長期低利で借り入れることができます。

対象者：認定農業者

対象資金：農地取得や機械、生産・加工施設の取得費等の設備資金、
商標権、営業権等無形固定資産の取得費、法人化に必要な経費、
家畜の購入育成費、果樹改植費等の経費、
負債整理等の経営安定化資金

限度額：個人 3億円（特認※ 6億円）

法人10億円（特認20億円〔一定の場合、30億円〕）

※一定の要件を満たした場合に適用になります。

（注）このうち経営の安定化（公庫の融資に係る負債の整理を除く）のための資金の融資限度額は個人6,000万円、法人2億円です

償還期間：25年以内（うち据置10年以内）

貸付金利：償還期間に応じて1.75～2.60%（令和8年4月20日現在）

クイック融資制度

決算書等をもとに、企業経営診断手法（スコアリング手法）
を活用し、無担保・無保証人融資の適用化を回答します。

対象者：企業経営診断手法（スコアリング手法）による判定が一定水準

対象事業：農地等、施設・機械、果樹・家畜等、その他の経営費、法人への出資金

限度額：500万円以下

法人向け融資限度額について

スーパーL 資金においては、
地域の中核的な認定農業者のさらなる経営展開を支援するため、
特認限度額を定めています。

要件：経営改善計画の期間内に民間金融機関から資金調達が行われること等

〇問合せ先

日本政策金融公庫 千葉支店

043-238-8501

③⑥ 農業経営改善促進資金（スーパーS 資金）

農業者が規模拡大など経営発展を図るために必要な短期運転資金について、低利で融資が受けられます。

対象者：認定農業者

対象資金：資材費・雇用労賃等現金経費、技術修得費、販売促進費等

限度額：認定農業者 個人 500 万円 法人 2,000 万円
（畜産又は施設園芸を行う場合は、記載限度額の 4 倍額まで可能）

償還期間：1 年以内

貸付金利：2.15%（令和 8 年 4 月 20 日現在）

○問合せ先

最寄りの各市町村、各農業事務所

金融機関（農業協同組合、銀行、信用金庫など）

③⑦農林漁業セーフティネット資金

災害や、一時的な農産物価格の低迷などの社会的・経済的な環境の変化の影響を受けた際の資金繰りに必要な資金を借り入れることができます。

対象者：認定農業者、認定新規就農者、主業農業者等※

※農業所得（法人の場合は農業売上高）が総所得（法人の場合は総売上高）の過半を占めるなどの要件を満たす方等

対象資金：長期運転資金※

※災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金

行政処分等により経済的損失を受けた経営の維持安定に必要な資金

社会的・経済的環境変化が発生した場合に経営の維持安定に必要な資金

限度額：600万円（特認※年間経営費等の6／12以内）

※簿記記帳を行っており特に必要と認められる場合

償還期間：15年以内（うち据置3年以内）

貸付金利：償還期間に応じて1.75～2.60%（令和8年4月20日現在）

○問合せ先

日本政策金融公庫 千葉支店

043-238-8501

③⑧ 農業改良資金

新たな部門の開始など農業者等の新たな取組みについては、無利子で融資が受けられます。

対象者：農林漁業バイオ燃料法の認定を受けた農業者等
米穀新用途利用促進法の認定を受けた生産者等
六次産業化法の認定を受けた農業者等
みどりの食料システム法の認定を受けた農業者等

取組対象：新たな部門経営の開始（例：新規に飼料用米の栽培を開始）
新たな加工事業の開始（例：酪農家がアイスクリーム加工を開始）
新たな生産方式の導入（例：イチゴの土耕栽培から高設栽培への転換）
新たな販売方式の導入（例：消費者への直接販売を開始）

対象資金：施設・農機具等取得費、技術習得研修費、商標権等取得費、研究開発費等

限度額：個人 5,000万円 法人・団体 1億5,000万円

償還期間：12年以内（うち据置3年以内 特例5年以内）

貸付金利：無利子

○問合せ先

日本政策金融公庫 千葉支店
043-238-8501

③9 農業近代化資金

農業経営の近代化を目指す方のための農舎やハウスなど施設の建設、復旧、トラクター、コンバインなどの農機具の購入など幅広く活用できる資金です。

対象者：認定農業者、認定新規就農者、農業参入法人、集落営農組織、農業を営む任意団体など

資金使途：建構築物（農舎、ハウス、集出荷施設、果樹棚など）、農機具（トラクター、コンバインなど）、家畜購入、小土地改良、長期運転資金、特定農家住宅、など

※資金使途については対象者により制限される場合があります

融資率：貸付限度額の範囲内で総事業費に対し 80%以内

（ただし補助金等が交付される場合は総事業費の 80%以内であり、かつ、総事業費から補助金を除いた額を上限とする）

※認定農業者は特例として融資率 100%（資金使途により例外あり）

限度額：農業を営む法人・任意団体、集落営農組織 2 億円

農業参入法人 1.5 億円

それ以外の農業者等 1,800 万円

ただし、農業経営規模などを勘案し知事が必要と認めた場合は 2 億円

償還期限：資金使途により 7～20 年以内（うち据置 2～7 年以内）

（例）建構築物：15 年以内（認定新規就農者は 17 年以内）

農機具、家畜購入育成：7 年以内（認定新規就農者は 10 年以内）

貸付利率：2.60%。ただし、一部資金は 2.95%（令和 8 年 4 月 20 日現在）

認定農業者に対する利子助成：

特例として公益財団法人農林水産長期金融協会の利子助成が受けられます。

- ・償還期間に応じてスーパー L 資金の貸付金利と同水準での融資（貸付利率 1.75～2.45%）が受けられます（令和 8 年 4 月 20 日現在）。
- ・この他、「農業経営基盤強化促進法に規定する地域計画のうち目標地図」に位置付けられた等の認定農業者は、貸付当初 5 年間実質無利子。実質無利子終了後から償還終了までの間（最長 10 年間）はスーパー L 資金の貸付金利と同水準での融資が受けられます。
- ・※資金使途により特例が適用されない場合もあります。

○問合せ先

金融機関（農業協同組合、銀行、信用金庫など）

④ アグリマイティーマネージメント資金

組合員・農業者等がおこなう地域農業および農村地域の発展に資する前向きな事業に必要な資金を幅広く提供可能な融資となります。

1. 対象者：農業を営んでいるまたは農業に従事しているJAの組合員
2. 資金種類および資金用途
 - (1) 生産、担い手資金
農業生産に直結する設備資金・運転資金
 - (2) 加工、流通、販売資金
農産物の加工、流通、販売に関する設備資金・運転資金
 - (3) 地域活性化、地域振興資金
地域の活性化、振興を支援するための設備資金・運転資金
 - (4) 再生可能エネルギー対応資金（アグリパワー資金）
農業者等の再生可能エネルギー利用の取組みを支援するための発電、蓄電設備取得資金
 - (5) 災害緊急資金
自然災害等による農業経営の一時的な悪化に対応するため、農業経営の維持や再開を目的とした緊急性を要する資金
3. 限度金額：事業費の100%範囲内
ただし、再生可能エネルギー対応資金（アグリパワー資金）および災害緊急資金の貸付上限額は、以下のとおりとなります。
 - (1) 再生可能エネルギー対応資金（アグリパワー資金）：100百万円
 - (2) 災害緊急資金：
 - ① 激甚災害、ウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等
一般：10百万円
特認：年間経営費の12/12相当額または粗収益の12/12相当額のいずれか低い方（※1）
 - ② 上記以外
一般：5百万円
特認：年間経営費の6/12相当額または粗収益の6/12相当額のいずれか低い方（※1）

※1 融資率は、貸付先や貸付対象事業等に応じ個別判断とします。災害緊急資金について、農業経営の規模等から一般の限度額では不足すると考えられる場合のみ、特認の限度額を適用します。

4. 貸付期間

長期資金：原則15年以内（ただし、対象事業において最長20年以内）

短期資金：1年以内

5. 貸付利率：JA所定の利率

融資を受けてから3年間の期間はJAバンク利子補給制度による利子補給を受けられます（令和8年4月～令和8年12月末の利子補給率：最大年1.0%の予定（令和8年4月現在）※2）。

※2 令和9年1月以降の利子補給率は別途改定となり、その後6ヶ月ごとに利子補給率の改定を予定しています。適用となる利子補給率は融資実行日時点の利子補給率となりますので、詳細は最寄りのJAにお問い合わせください。

6. 担保：必要に応じ、担保の設定を求めます。

7. 保証：原則として千葉県農業信用基金の保証を利用となります。

○問合せ先

最寄りのJA

④ 農業者年金

農業者年金は、農業従事者の老後を支える国の年金制度（国民年金の上乗せ年金）です。保険料は全額社会保険料控除の対象で、節税しながら老後の安定した収入に備えられます。

加入要件：下記の3つを満たす者。農地の権利名義は不要

- (通常加入)
- ・年間60日以上農業に従事
 - ・20歳以上65歳未満 ※60歳以上は国民年金任意加入者に限る
 - ・国民年金第1号被保険者（免除者は除く。）

保険料：月額20,000円～67,000円（千円単位で設定可能）

- (通常加入) ※35歳未満で政策支援加入の対象とならない方は10,000円から可能
 ※脱退・再加入が繰り返し可能（ただし、脱退一時金はなく、積み立てた保険料は将来年金として受給）

特徴：①積立方式・確定拠出型年金

②終身年金。80歳までに亡くなられた場合、死亡一時金あり（非課税）

③税制面で大きな優遇措置

- ・保険料は全額社会保険料控除の対象（同一生計の家族分の保険料を支払う場合、家族分も含めて控除の対象）
- ・保険料の運用益が非課税
- ・受け取った年金は、公的年金等控除の対象

④一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助あり（政策支援加入※）

<受給額の試算表>

加入年齢	納付期間	保険料額	保険料総額	年金額(年額)		想定される受給総額	
				男性	女性	男性	女性
20歳	40年	1万円	780万円	63万円	55万円	1,362万円	1,491万円
		2万円	960万円	83万円	73万円	1,791万円	1,961万円
30歳	30年	1万円	660万円	49万円	43万円	1,061万円	1,161万円
		2万円	720万円	55万円	48万円	1,189万円	1,301万円
40歳	20年	2万円	480万円	33万円	29万円	704万円	771万円
50歳	10年	2万円	240万円	15万円	13万円	314万円	343万円

※上のケースは、通常加入で加入し、65歳までの運用利回りが2.5%、65歳以降の予定利率が1.35%となった場合の試算です。受給総額は65歳時点で想定される平均余命を考慮し、男性86.5歳、女性92歳まで生存した場合の金額です。運用利回りは加入後の経済情勢により上下し、予定利率は毎年度、農林水産省告示により定められます。

※保険料額1万円のケースについては、35歳未満は保険料月額1万円で加入し、35歳以降は2万円で加入した場合です。

※【政策支援加入】・・・保険料の一部を国庫補助

加入要件：上記の加入要件に加え、下記の3つを満たす者

- ・60歳までに保険料納付期間等（カラ期間含む）が20年以上見込まれる（39歳までに加入）
- ・農業所得（配偶者、後継者の場合は支払いを受けた給料等）が90万円以下
- ・下記の「政策支援加入の対象者と補助額」の表の「必要な要件」に該当

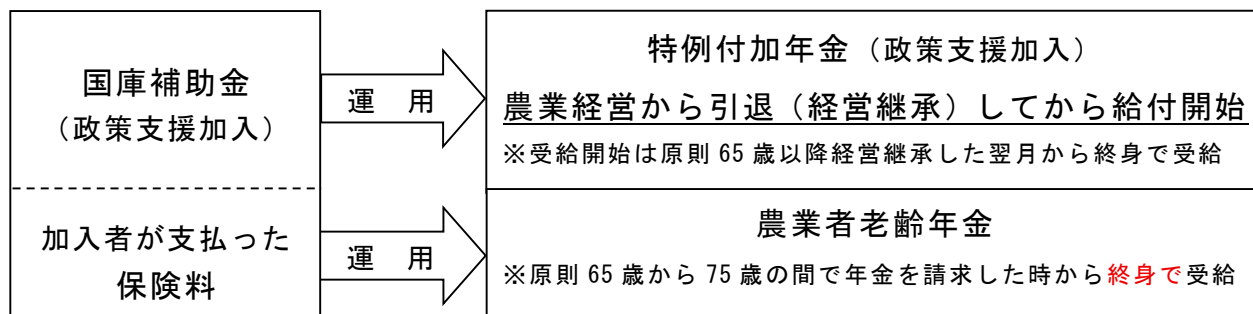
区分	必要な要件	加入者負担額（月額） （国庫補助額）	
		35歳未満	35歳以上
1	認定農業者かつ青色申告者	10,000円 (10,000円)	14,000円 (6,000円)
2	認定就農者かつ青色申告者	10,000円 (10,000円)	14,000円 (6,000円)
3	区分1又は2の者と家族経営協定を締結し、経営に参画している配偶者または後継者	10,000円 (10,000円)	14,000円 (6,000円)
4	認定農業者又は青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3年以内に両方を満たすことを約束した者	14,000円 (6,000円)	16,000円 (4,000円)
5	区分1又は2でない者の直系卑属であり、35歳までに（25歳未満の者は10年以内）に区分1の要件を満たすことを約束した者	14,000円 (6,000円)	—

保険料：月額2万円固定（国庫補助額分含む）

受給要件：下記の3つの要件を満たすこと

- ・原則65歳以上
- ・60歳までの保険料納付済期間が20年以上
- ・農地等の経営継承

《農業者年金の給付方法イメージ図》



○農業者年金基金ホームページ <https://www.nounen.go.jp/>

○問合せ先

最寄りの市町村農業委員会、またはJAへ

3 千葉県担い手育成総合支援協議会について

認定農業者等の地域農業の担い手の育成・確保を図るために、県及び関係する農業団体で構成される任意組織です。

担い手育成に係る各種研修会や講習会のほか、農業経営の法人化等に関する相談対応等を行っています。

《構成員》

- ・ 千葉県
- ・ 一般社団法人千葉県農業会議
- ・ 千葉県農業協同組合中央会
- ・ 千葉県農業共済組合
- ・ 全国農業協同組合連合会千葉県本部
- ・ 千葉県米穀集荷商業協同組合
- ・ 日本政策金融公庫千葉支店
- ・ 農林中央金庫千葉支店
- ・ 公益社団法人千葉県園芸協会
- ・ 関東農政局千葉県拠点（オブザーバー）

《事務局》

- ・ 千葉県農林水産部担い手支援課 043-223-2905
- ・ 一般社団法人千葉県農業会議 043-223-4480

【各農業事務所 問合せ先】

- ・ 千葉農業事務所 企画振興課 043-300-1985
- ・ 東葛飾農業事務所 企画振興課 04-7143-4122
- ・ 印旛農業事務所 企画振興課 043-483-1129
- ・ 香取農業事務所 企画振興課 0478-52-9192
- ・ 海匝農業事務所 企画振興課 0479-62-0156
- ・ 山武農業事務所 企画振興課 0475-54-1122
- ・ 長生農業事務所 企画振興課 0475-22-1751
- ・ 夷隅農業事務所 企画振興課 0470-82-4956
- ・ 安房農業事務所 企画振興課 0470-22-7131
- ・ 君津農業事務所 企画振興課 0438-25-0107